

大蔵委員会議録第七号

昭和五十年二月十八日(火曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君 理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君 理事 山下 元利君

理事 山本 幸雄君 理事 佐藤 鶴樹君

理事 山田 趾目君 理事 増本 一彦君

理事 越智 伊平君 理事 大石 千八君

金子 一平君 理事 鳴田 宗一君

小泉純一郎君 理事 齋藤 邦吉君

塩谷 一夫君 理事 野田 毅君

原田 憲君 理事 坊 秀男君

宮崎 茂一君 理事 村岡 兼造君

毛利 松平君 理事 山中 貞則君

高沢 寅男君 理事 広瀬 秀吉君

藤田 高敏君 理事 武藤 山治君

村山 喜一君 理事 横路 孝弘君

荒木 宏君 理事 小林 政子君

広沢 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵大臣官房審 且 弘昌君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者

経済企画庁国民 降矢 憲一君

生活政策課長 川俣 芳郎君

自治省税務局固 定資産課長 末松 経正君

大蔵委員会調査 室長

委員の異動

二月十五日

辞任

補欠選任

第一類 第五号

大蔵委員会議録第七号 昭和五十年二月十八日

同日 坂口 力君 正木 良明君

同日 正木 良明君 補欠選任 坂口 力君

同日 松浦 利尚君 補欠選任 榎 兼次郎君

同日 村山 喜一君 多賀谷真稔君

同日 広沢 直樹君 矢野 絢也君

同日 補欠選任 村山 喜一君

同日 榎 兼次郎君 松浦 利尚君

同日 矢野 絢也君 広沢 直樹君

二月十四日 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

同月十五日 付加価値税の新設反対等に関する請願(井上景君紹介)(第四九八号)同(芳賀貢君紹介)(第五五八号)

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(熊谷義雄君紹介)(第四九九号)

同(浦野幸男君紹介)(第五五六号)

同(橋口隆君紹介)(第五八四号)

同(橋口隆君紹介)(第五八四号)

同(倉石忠雄君紹介)(第五〇二号)

同(小坂善太郎君紹介)(第五〇三号)

同(小川平二君紹介)(第五八五号)

同(小沢貞孝君紹介)(第五八六号)

同(吉川久衛君紹介)(第五八七号)

同(羽田孜君紹介)(第五八八号)

同(大野和基跡地の公共的利用に関する請願(大野潔君紹介)(第五五七号)

葉たばこ収納価格の引上げ等に関する請願(小林政子君紹介)(第五五九号)

同(小林政子君紹介)(第五八九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

相統税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

〇上村委員長 これより会議を開きます。

入場税法の一部を改正する法律案及び相統税法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより両案について、政府より提案理由の説明を求めます。森大蔵政務次官。

入場税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇森(美)政府委員 ただいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案及び相統税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容をお説明申し上げます。

まず、入場税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の現状に顧み、その負担の軽減を図るため、映画、演劇等の免税点を引き上げるとともに、税率の一本化を行うほか、所要の規定の整備を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、映画、演劇等の免税点を大幅に引き上げることとしたしております。

すなわち、現行の映画、演劇等に適用される免税点は、百円ありますが、これを、映画については千五百円に、演劇、演芸、音楽、スポーツ及び見せ物については三千円に、それぞれ引き上げることとしたしております。

次に、入場税の税率を一本化することとしたしております。

すなわち、現行の入場税の税率は、映画については、一人一回の入場料金が千円以下の場合には五%、千円を超える場合には一〇%、演劇、音楽等については、一人一回の入場料金が二千円以下の場合には五%、二千円を超える場合には一〇%、競馬、競輪等については、一律一〇%となっておりますが、映画、演劇等の免税点の大幅引き上げにより五%税率を解消し、催し物の種類等にかかわらず、一律一〇%にすることとしたしております。

以上のほか、興行場経営者等の事務負担を軽減するため、興行場の開廃申告の制度を簡素合理化する等所要の規定の整備を行うこととしたしております。

次に、相統税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における相統税及び贈与税の負担の状況に顧み、配偶者を中心として負担の軽減を図るとともに、制度の整備合理化を図るため、ここにこの法律案を

新産、朝霞、和光市内の米倉基地跡地の整備に付いて、関係する請願(小川新一郎君紹介)(第五七七号)を

提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、相続税負担の一般的な軽減であります。

まず、相続税を課税するに当たって遺産から控除する額を、定額控除にあつては現行の六百万円から二千万円に、法定相続人比例控除にあつては現行の百二十万円で四百万円に、それぞれ引き上げることとしております。なお、その際、従来の配偶者控除は、次に申し述べます配偶者の負担軽減措置に吸収することとしていたしております。この結果、相続税の課税最低限は、配偶者を含む法定相続人五人の場合、現行の千八百万円から四千万円に引き上げられることとなります。

また、相続税の税率につきましても、その適用区分を拡大することにより、負担の軽減を図るとともに、最高税率を現行の七〇％から七五％に引き上げることにより、相続財産が高額な場合における課税を強化することとしていたしております。

第二は、配偶者に対する相続税負担の軽減であります。

すなわち、配偶者の相続財産については最高三千万円を非課税とする現行制度を抜本的に拡充し、配偶者が取得した財産のうち、遺産額の三分の一相当額か四千万円のいずれか高い金額まで相続税を非課税とすることとしていたしております。

第三は、贈与税負担の軽減であります。

すなわち、贈与税の基礎控除を現行の四十万円で六十万円に、居住用財産についての配偶者控除を現行の五百六十万円から一千万円に、それぞれ引き上げます。また、贈与税の税率につきましても、相続税の税率に合わせて所要の調整を図ることとしていたしております。

以上のほか、相続税の障害者控除及び未成年者控除の引き上げを行い、また、死亡退職金及び死亡保険金の非課税限度の引き上げを行うとともに、重度の心身障害者に対する贈与税の非課税制度を創設する等の措置を講ずることとしていたしております。

ります。

以上、入場税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容の大要を申し上げます。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。高沢寅男君。

○高沢委員 ただいま提案説明のありました両案のうち、入場税法の改正について御質問申し上げます。と思います。

今回の改正がいわば非常に大幅な免税点の引き上げであるということ、そのことによつて入場税の負担が軽減される、このことについては私たちが大変評価をしているのであります。従来の国会で入場税の論議のときに、私たちもいつもこういうふうな立場で大幅な税の軽減のための措置を要求してまいりましたが、今回の改正ではかなりその措置がなされたということは、まず評価をいたしたいと思うわけであります。しかし、なお、その上に立つて問題点があります。こういうことでもってひとつ御質問をいたしたいと思ひます。

まず、今回の改正によつてどういふふうな変化が生ずるかというその前提として、いまの映画なり演劇なりあるいは音楽会なり、そういうふうな催し物の関係の入場料金が現状においては大体どういふふうな水準になつてゐるか、まずその実態の面で現状を御説明願ひたいと思ひます。これは局長からお願ひをいたします。

○中橋政府委員 私どもの資料としましてございましては古うございまして、四十八年度の数字でございまして、そこにおきますところの催し物別に入場料金の平均を申し上げさせていただきます。

まず、映画でございましてけれども、平均は五百二十五円となつております。それから、いわゆるなまものの中で演劇でございまして、一千七百三十七円でございます。音楽は九百四十円。スポーツは八百五十五円で、先ほど申しましたいわゆるなまもの、演劇からスポーツまでのものの平均が八百七十三円でございます。

それから、競馬、競輪等いわゆるギャンブルに対する入場料金は百円が平均額になつております。

全部の、ただいま申しました映画から競馬などまでのすべての催し物の平均額を申しますと、五百三十一円ということになつております。いずれも税抜きでございまして。

○高沢委員 いま局長から、平均で入場料金の四十八年度の状態の説明があつたわけですが、この平均の中には今度は料金の安い部分と高い部分、Aクラス、Bクラスというふうな中身があるわけですが、そういうふうな現状の中で、今回の改正で入場者の数の中のどのくらいの比率が免税点以下になつて税を免れるということになるのか、その辺の比率はどうでしょうか。

○中橋政府委員 ただいま申しましたいろいろな催し物につきましての入場料金を階層別にとつてございまして、その入場料金を払いながら入場してゐる人がいまの御質問の答えになるかと思ひますので、入場人員で申し上げますと、やや推計を交えまして五十年におきますところの新しい免税点におきます課税人員というものを考えてみます。

まず、映画でございまして、映画への入場人員は一億八千九百万人と推定いたしております。その中で新しい免税点千五百円というものを境にいたしまして、いわゆる課税の入場料金を払うであろうと見込まれます者は約百万人ございまして、したがって、総入場人員の一億八千九百万人に対して一％弱ぐらいが入場税を課税されまして入場する人員であらうというふうに見込

んでおります。

それから、いわゆる演劇等のなまものでございましてけれども、これに対する入場人員は九千八百万人あるだらうというふうに見込んでおりますが、新しい案によりましてところの入場税の免税点が三千円ということになりますれば、そのもとにおきまして入場税が課税されて入場する人は二百万人と見込んでおります。したがって、総入場人員推定の数に対して約二％ということになります。

競馬、競輪等につきましては、免税点を改正いたしておりますから、総数は一億三千三百万人ぐらゐ入場する中で、現行のままの免税点三十円を境にいたしまして課税を受けて入る人は六千四百万人、総入場人員の推定に対して約四八％程度になると思ひます。

○高沢委員 いまの御説明で、今回の免税点の引き上げによつて映画、演劇というふうな関係においては、ほとんど大部分が免税点以下になるというところが説明をされたわけですが、このことは大変結構なことだと私は思ふわけですが……（そんなことは五年前から言つておる）と呼ぶ者あり。いま五年前から言つておるという声も出たわけですが、問題は、今後の問題だと思ひます。

いまの時点では、いま局長の説明されたようなことに五十年の見込みではなるといふことだと思ふわけですが、現実には、御承知のとおり物価の上昇というふうなものが非常に早い、こういう実態にあるわけですが。そうすると今度は映画なり演劇をやる側の人から見ても、当然劇場費であるとか仕込み費であるとか、いろいろな経費も上がる。そうすると、入場料金というものを上げていかなくてはならぬ、こういう一つの客観的な事情があるわけでありまして。

そうしますと、私の調べた入場料金の現状、これはなまものであります。たとえば音楽の関係であれば、NHK交響楽団の入場料は千円ないし二千円、そういう料金になつております。新日本フィルハーモニーの入場料金は千五百円から二千

五百円、宝塚歌劇の場合には四百円から二千八百円、それからいま帝劇でやっておる「勝海舟」が七百円から三千円、こんなような実態になっております。外国から招聘した演奏で見て、バルトーク四重奏団千五百円から三千円、こういうふうな姿になっております。

そうすると、こういうふうなところは、今回なまもの三千円に上げられたその免税点に大体上の方はすれすれというところまで現れておる、そういう入場料金の実態があるわけです。これが来年、再来年、これから物価が上がるという状況が進む。したがって料金の引き上げもせざるを得ないということが進む。そうすると、今回せっかく免税点の引き上げによって入場税を課税されなくなったところと、また免税点の上へ頭が出てくる、それで課税されるといふふうになってくる、こういうふうな過程にこれから進むというふうに見なければいけないと思ふわけです。

そうすると、こういう事態を防ぐためには、当然、物価の動向、経済情勢の動向に応じて、今回の千五百円と三千円というこの免税点は弾力的に見直しをしていくということが必要になるのじゃないか、こう思ふわけです。そういう点からいって、しかし見直しをしていくという場合、どういふふうな原則で見直しをするかという問題が今度出てくると思ふのです。たとえば年金なんかの場合には物価に対するスライド制、あるいは賃金に対するスライド制というふうな議論があるわけですが、この免税点の場合にはどんな原理といえますか原則でそういう見直しをやっていくのが適当かという原理上の問題が一つあります。

それからもう一つは、今度は実際の行政上の措置として、こういう今後の物価の推移に対して、たとえば来年あるいは再来年というふうな比較的に時間的に短い期間のうちに弾力的に見直しをしていくということが必要になるのじゃないかと思ふますが、こういう免税点の見直しということの原理上の問題、これはどう考えるべきか、これはひとつ公務次官から考えをお聞きしたいと思ふま

す。

それからまた、いつごろどういふふうなタイミングで見直しをしていくか、そういう行政上の実態の面で局長からひとつ考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○森(美)政府委員 これは長い間いろいろ課題になって、ことしようやく実現したわけでございますが、やはり物価の趨勢その他を見まして、また来年、再来年、いろいろな事態に即応して考えていこう、こう考えております。

もう一つはどういう……
○高沢委員 見直しをする場合の原理上の問題をどこに据えるかということです。

○森(美)政府委員 これはやはりサービス課税、ほかのものもございまして、そういうものとパランスをとりまして、誤りないようにやっていきたいと思ひます。

○中橋政府委員 ただいまお示しのように、確かに過去におきます映画あるいはなまもの催し物の入場料金というのは、逐次上がつてまいつております。ここ四、五年考えてみましても、大体一割とか二割の率でもつて上昇いたしておりますから、今回の改正で大幅に免税点の引き上げをやつていただきまして後におきましても、ただいま公務次官からお話のございましたように、ある程度の上等なものについての課税というのは、今後も入場税として期待をしなければなりませんと思ひますけれども、現在考えております程度の、大方の人たちのそういうものへの入場についての非課税ということを考えます場合には、やはりときどきの見直しが必要であらうと思ひます。

それで、一体どういふ原理原則でそういうものを見直したらいいかということでございますけれども、一つには、先ほど公務次官からお話のございましたように、国税、地方税で入場税以外につきましてもサービス課税が行われております。たとえば国税で申し上げますと、通行税というのがございます。これにつきましても、いわゆる舞台料金等について、多くの人が利用できるように

な舞台料金は非課税というのが大体原則として出ておまして、その値段の引き上げに伴ひまして、免税点の引き上げを随時やっていたらいいと思ひます。

それから地方税でございますけれども、料理飲食税とかいうものにつきましてもそれぞれ免税点がございまして、それも随時引き上げが行われております。

それから、入場税の分身でございますけれども、娯楽施設利用税というのがございます。そういうものににつきましてもサービス課税が行われておりますから、そういったまま申しましたような税目についての一連のサービス課税との権衡をとりながら、しかも入場税といふものがいろいろ文化、芸術的な催し物への入場ということもかなり絡んでおりますから、現在の免税点で課税しない部分というふうなものを頭に置きながら、今後の入場料金の上昇を考へつつ引き上げを図つてまいらなければならぬと思ひます。

今回、映画につきまして千五百円、なまものにつきまして三千円という免税点を設定しましたときの考へ方は、まず基本的には、四十八年に入場税の税率が二本立てにされました。そのときにいわゆる映画について一〇%、高い方の税率がかかる、あるいはなまものにつきまして一〇%、高い方の税率がかかるという区分がそれぞれ千円、二千円という考へでございました。それから入場料金の上昇を勘案いたしまして、今回はむしろそれよりもはるかに大幅に五割アップという線で考へえさしていただきたと思ひます。いままでの五割課税というものをさらに上回つたところで免税点を設ければ、いままでの低率課税を受けた人よりもさらに多くの人が非課税になるであらうという考へを一応推定いたしておるわけでございます。

今後、そういった今回の改正の考へ方と、それからその後におきますところの入場料金の上昇、それから他のサービス課税の事情というものを勘

案しながら、見直しを行わなければならないと考えております。

○高沢委員 いま局長の説明されましたように、従来は百円という免税点であつたわけですから、そうすると、入場料金の実態から見ても、ほとんどの料金にはたとえ五%という低率であつても、それから上の方は一〇%、とにかく入場税がかかる、こういう状態であつたわけですね。

それが今度の改正で、先ほどの説明では映画の場合には九%まで税を納めなくてよろしい、それから演劇、なまもの場合でも九%まで納めなくてよろしいというふうな状態になつたと言ふ。私はこの状態というのは、入場税という関係で言へば一つの画期的な状態だ、こう見ていいと思ひます。

そうすると、この画期的な状態というのが今度、今後にわたつて入場税を考へていく場合の、あるいは免税点を考へていく場合の当然一つの基準、出発点というふうに見るべきではないか。そうすると、先ほど局長の言われたこれからの物価の動向、それから入場料金の動きに応じて弾力的に見直しをするという場合に、その見直しをする一つのめどは映画なら九%、演劇なら九%、そこでも入場者の数の中で課税から免除されるというその状態を将来にわたつてとにかく持続していく。そういうことを一つのめどにして、そういう見地から、たとえば来年、再来年、また入場料金を物価の動向で引き上げるといふ変動が来たときに、やはり九%あるいは九%が税の対象から落ちるといふところまで免税点を上げるといふような考へ方できくべきじゃないか。

だからその点では、今回の改正が遅かつたとは言つても非常に画期的な改正であるということを一つの前提にして、この状態が今後にわたつて持続されるという考へを一つのめどにして、免税点の見直し、引き上げを今後やっていくのだという原理原則をここでひとつ確認しておきたいと思ふのですが、これは局長からでも次官からでもひとつお考えをお聞きたいと思ひます。

○中橋政府委員 結論としますれば、いま高沢委員がおっしゃったとおりでございます。ただ、恐らくそういうことではないと思えます。ただ、私も入場料金の高きというものは、ほかのサービスクレジットを比較検討しなければならぬという点だけは忘れてはならないと思っております。と申しますのは、そういうことはあまり想像できませんけれども、入場料金が非常に高くなっている、映画というものがたとえ非常に環境のいいカムフラブルな施設で見ることも多くなっているというところで料金体系が非常に高くなっているというところ、そこへの入場者がウエイトとしまして、いま考えておりますと、たとえば一よりも三、五とふえてきたときに、はたしていま九〇%まで免税をいたしてありますから、その九〇%を今後も絶対的な水準として考えていいかというところ、そういう場合には、やはりそういう上等な映画を見に行く人には一割程度の国庫への貢献というのをあわせてやってもらっているのではないかと、今回の若干の部分につきましては入場料金の課税というものは、残る、あるいは残さざるを得ないという理由であると思えますから、入場料金の高きというものを考える必要があると思えます。

しかし、おっしゃる通りに、そういうことは一がそんなに高くなるという予測もできませんから、恐らく結論としますれば、映画で申せば大部分の九〇%ぐらい、演劇その他で申せば九八%ぐらいの人たちというものが、入場料がこのままの状態であれば恐らく課税されないような事態というものが今後も続くであろうと思っております。

○高沢委員 この点に私がこだわっているのは、入場料金を払って入る、そういう側の問題をいま言ったわけですが、もう一つは、今度は特になまものの関係では、そういう演劇や音楽会というようなものを主催する側の立場というものがやはりあると思っております。この入場税というものは入場料金を払う人が当然負担をしておる税であるわけですが、しかし、その主催者側にしてみれば、結局料

金として入ったその収入の総額、その中からいろいろな経費も払い、あるいはまた入場税部分も税務署に納めるというふうな形になるわけ、入場税部分も実態としては一種の経費のような姿になっておる、こういう面があると思うのです。

そういうことからすれば、演劇の主催者側、音楽会的主催者側がそういう面においていい音楽もやりたい、そして大ぜいの人に音楽を聞いてもらいたい、演劇を見てもらいたいというふうな立場でやっておる文化的な活動、芸術的な活動、これになるべくやりやすい条件というものを保障していくという面からこの免税点の問題を考えた場合、これは免税点というものが高く画期的になされた現在の改正の線が将来にわたって持続されるということがやはり必要じゃないかというふうに私は考えるわけです。

そういう点で、この入場税を払って入る側の国民の立場と、それからそういう催し物をやる側の主催者側の両面の立場から見ても、いま局長の答弁にありましたけれども、今回の画期的な改正という線が将来にわたって持続されるということを主体に将来の免税点の見直しという問題はひとつ処理をしていってほしい、こう思うわけです。

次の方へ移りますけれども、これも劇場の問題であります。

これも劇場の問題については、これも劇場には入場税がかかぬようにしてもらいたいという陳情や請願というものがこれも劇場の関係者からずっと長いことあったわけです。これも今回のこの改正によって、實際上これも劇場はほとんど入場税の対象ではなくなった、こういうふうな実態になったということは、私はこれは非常によかったと思うわけです。

その上に立ってもう一つ申し上げたいことは、これもやはり文化政策あるいは教育政策ということに關係をしていくわけですが、このことも劇場というものの性格が非常に社会教育的な性格を持つておる。これはこの前にも、実は当時の高木主

税局長にもそういうことで御質問をしたわけですが、子供たちがどういうふうな芝居を見るかということから、今度はさらには自分たちでどういうふうな芝居をやるかというふうなこと、それに親たちも一緒に参加する、あるいは学生のそういう演劇関係のサークルの人たちも子供たちと一緒に協力してそういうふうな催しをするという、こういうことも劇場というもののあり方というものは、実は私は非常に貴重な社会教育的な行事じゃないか、やり方じゃないか、こう思うわけです。

そうすると、そういうものに對しては原理上入場税はかけない、こういうふうな扱い方が、これは文化政策、教育政策という観点から当然あつたということから、今回は免税点が非常に上がったというところ、このことも劇場の關係のものはかかぬということになったわけですが、そういう実態の面はそれでかかぬことになったんだから同じことだということにあるいはなるかもしませんが、私はそれと別に、原理上、社会教育的なそういう性格のものは入場税の対象から外す、いわば免税というよりは非課税にする、こういうふうな扱いをされる方が政策的により正しいんじゃないかというふうな感じがするわけです。

そういう意味で、今回の改正ではそういうふうなことにはなっていない。免税点ということでは、わけてはいるわけですが、私はむしろ入場税の税法の扱いとしては、これも劇場というふうな対象は非課税の扱いをするようなやり方がむしろ政策原理の上から正しいんじゃないかというふうに考えるわけですが、これは次官どうでしょう。

○森美政府委員 高沢先生のおっしゃること非常によくわかりますが、在来これも劇場は五百円か六百円ぐらいの入場料でございましたので、そういうことは別にいたしまして、ともかく免税点の引き上げということで一括ものを考えておるわけでございます。おっしゃることはよくわかりますが、ひとつこれで今回は満足していただきたい、こう考えております。

○高沢委員 今回のこの免税点の引き上げで勘弁してくれ、こういうことなんですが、政策上のそういう扱いの一つの例としては、たとえば古典歌舞伎の場合は非課税という扱いがなされている。この場合には、文化財の保存というふうな、一つの国の政策的な目的といったものがあつて、そういう扱いがなされている、こういうことじゃないかと思うわけですが、そうすると、文化財の保存というふうな目的、それから社会教育というふうな目的、それらは直接には一緒のものじゃないけれども、そういう国としての政策目的の見地から入場税の中に非課税を設ける、こういうことが古典歌舞伎の場合と同じように、これも劇場の場合もあつてもいいんじゃないかと考えるわけですが、重ねてその点、古典歌舞伎の關係等にも関連をつけたら答えをいただきたいと思えます。

○中橋政府委員 ギャングブルへの入場を別にいたしますと、入場税をかけております催し物というのは、実は私はいまおっしゃいますようなことも劇場を含めまして、社会教育的にはみんな重要な価値高いものだと思っております。

それで、その中で特に社会教育上あるいは次の国民のために特にそういう教育が必要であるというところから、これも劇場への入場を非課税にすることは入場税法上より適当かどうかというお尋ねだと思えますけれども、それに対しては私は、実は入場税というのは、冒頭申しましたように、本来は非常に社会教育上、文化の向上の上から言いますと望ましい催し物でございますから、一つ一つの催し物の価値判断をいたしまして、そこへ入場について入場税をかける、かけないということ論じてまいりますれば、おそらく入場税と

いうのはほとんど非課税にしなければならぬのではないかと思っております。やはり私は、先ほどの御質問にもお答えしましたように、それぞれの催し物としては文化的にも社会教育的にも非常に価値の高い催し物でございますけれども、それに対してかなりの金額を投じ得るといふ入場者の

担税力にも着目しなければならぬと思つております。

そういう意味で、従来の入場税におきましては、従前からの免税点の考え方からむしろ少額非課税というふうな観点で、非常に低い免税点でもって考えてまいりましたけれども、今回の免税点の改正が行われましたれば、これはやはり先ほど一番初めに御質問になりましたように、かなり催し物の重要性も考えながら、しかもそれにある程度入場料金を投じて入場する人の担税力ということも加味して大幅な免税点の設定ということがなされたものと思ひますから、やはりこれも劇場その他の催し物の性格ということも判断いたしますよりは、むしろそこへ入場料金の高き、それをまたある程度の水準までは非課税にしまして、その当時のいろいろな消費支出の中で、この程度に入場料金を払い得る人にはこの程度の国庫への寄与をやつても構はらないのではないかというところを見出した方がよろしいのじゃないかという考えを持っております。

そこでまた、歌舞伎につきまして、あるいはその他、特別に入場税の非課税を設けております。これも本来は、私が先ほど申しましたような原則で律するのが一番いいと思ひますけれども、やはりたとえば歌舞伎のように伝統芸能という意味で、非常にその演目なり演出なりにつきまして限定せられた厳しい条件のもとにおける催し物、それに対する入場料金が割高になり得るということ、あるいはまた国立劇場に對しまして国が助成をしておられるというようなこと、そういうことを勘案いたしますれば、やはり特別の非課税という規定もやむを得ない措置である。同じく国が援助をいたしております。芸術祭等につきましても、私が第一に申しました原則をやはずれますけれども、そういう催し物の中身というものを判断いたして非課税ということも加味することはやむを得ないと思ひます。

しかし、できますれば、なるべくやはり入場料金というものの高き、しかも今回のように非常

に高い免税点を設定していただいた曉におきましては、入場料金というものの一番大きなウェイトをかけて入場税を課すべきか課すべきでないかという判断をするのがより適当ではないかというふうに考えております。

○高沢委員 いま局長から、文化的なあるいは教育的なという見地になれば、極端に言えば、そういうものは全部課税の対象にしないということにもなり得るという話がありました。私は確かに、たとえば新派と新劇のどっちが文化的価値が高いとか低いとかいうふうなことを税の観点から判定していくというふうな大変なことはできない、こういうふうな思ひわけですが、しかし、これらの映画、演劇というふうな催し物というものが、総体として国民の生活の中で文化的なあるいは教育的な役割を果たしている、こういうふうな大前提に立てば、今回の改正で今度は税率は一〇%一本ということになつたわけですが、従来五%、一〇%という二本立てでできたのが、今度は相当免税点を上げたからその上はもう一〇%一本でいい、こういうふうな考え方だと思ひますが、やはりこういうものの税負担はなるべく軽い方がいい。文化的なものというふうな見地からすれば、むしろ一本の税率を設定するならば五%、これでいく方が、入場する側にも、それから今度はさつきも言いましたそういう催し物を主催する側にも、いずれの立場にもその方がいい、こう思ひわけですが、こちら辺はひとつ五%一本という方へ直すお考えはありませんか。

○中橋政府委員 入場税というものの性格から言いますれば、一〇%よりは五%の方が望ましいことは確かでございますけれども、その場合に、やはり今回免税点を大幅に引き上げて、むしろ五%の税率の部分は免税点に吸収をしまして、一〇%の税率一本を残すことを改正でやらせていただきましたと思ひますのは、先ほど申しましたように、現在ございいますサービス課税の他の税率との権衡も考えたわけでございます。通行税、料理飲食税、娯楽施設利用税というふうな

サービス課税は、やはり一〇%というものを取っております。

したがいまして、またそれとの税目の差というものを考えれば、必ずしも私は何とも一〇%でなければならぬという絶対的な命題はないと思ひますけれども、やはりそういう他のサービス課税の税目におきましても、免税点と一〇%の税率というものの組み合わせを行つておりますから、今回の改正におきましても、それに入場税を合わせたというところで御了解をいただきたいのでござい

○高沢委員 この点はぜひひとつ将来の見直しの際の検討事項にしたいと思ひます。

それで、最後の御質問ですが、結局こういうふうな大幅な免税点の引き上げがあつて、その後の実際の入場税の総体としての税収は、これは国の全体の租税財源の中で占める比率としては非常にわずかなものになつていくわけですね。国の財源として入場税というものを考える位置づけはほとんど無視していい程度のものになつておるとすれば、結局、先ほどの議論にまた戻るわけですが、この催し物というふうなものの文化的、教育的性格から言つて、この際入場税というもののそのものをやめていいのじゃないか。これはもともと私たちがそういう立場も持つてきたわけですが、そういう議論は当然出てくると思ひわけです。そういう入場税という税そのものをなくともいいではないか、こういうふうなわれわれの主張、議論というものを對して、見解はいかがですか。ひとつこれは将来にわたつての根本的な検討事項にぜひしていただきたい、こう思ひわけです。

○中橋政府委員 入場税は、税収といたしますれば、恐らく五十年間は三十億圓という数字になると思ひます。もつともこの三十億圓でございませうけれども、これよりも少ない税収で一つの税目を掲げておるものももちろんございします。ですから、金額が少なからなくてもいいではないかということにはならぬと思ひますが、先ほどの御主張のように、その催し物の性格から言ひまし

て、入場税をかけなくてもいいではないかという御主張は、私もよくわかります。

ただ、また税制全体から申せば、先ほど来私がお願いをしておりますように、サービスに対する課税というものを一体どういうふうな考えたらいいか。その中で、催し物への入場というものをどういう位置を持ったものとして考えた方がいいのかというところとあわせて考えなければなりません。で、私どもといたしますれば、やはりその税収の金高の大小にかかわらず、税目とすればサービス課税の中の一つの柱としまして、今後とも残していくべきものではないかというふうに思ひております。

○高沢委員 以上で質問を終わります。

○上村委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 大分大蔵委員会にごぶさたをいたしておりますが、きょうは入場税の問題について若干お伺ひしたいわけですが、この入場税は当初地方税でできたんですが、これは何年ですか。

○中橋政府委員 入場税は実は日支事変と申しますか、あのときの財源調達ということをやまず第一の目的にいたしまして、昭和十三年に国税として創設をせられました。それから戦争の財政を賄う必要から逐次税率が高くなつてまいりまして、戦後、昭和二十二年まで国税として残つたわけでございます。

そこで、二十三年から地方税に移管せられまして、二十八年まで存続せられております。その間におきまして逐次税率は下がつてまいりました。が、その当時は五〇%という税率が基本でございました。

昭和二十九年に地方税の大幅な改正がございまして、そこで国税に移されたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 この入場税の歴史をたどつてみますと、昭和十三年に日支事変という言うならば戦時課税として出発をして、国税から地方税に移管される、そしてまた国税に戻つてくる、こういう経過をたどつていくわけですが、戦時財

源を確保するというような見地からこの問題に着目をして、入場行為というものを戦時というようになるときにその程度を抑える、そしてそれをなす者からは支出余力という負担余力という負担税力というか、そういうものに着目してそこから税金を取ろう、こういう思想があったと思うのです。

そういうことを考えてみますと、やはり入場行為というものの、今日、税法の第一条によりまして、「映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見世物を多数人に見せ、又は聞かせる場所、競馬場及び競輪場、前号に掲げる場所に類する場所、政令で定めるもの、」こういうところへ入場には法律により入場税を課するんだということになっております。もちろんこれは時代の背景というふうなものが、戦時中と平和憲法を持つ今日の平和的、民主的な状況、そして当時の非常な窮乏した生活の状況というふうな中で戦時財源を支えなければならぬというふうなものととも全然違ふんだ、こういうことになっていると思うのです。そこで、やはり基本的には、こういう戦時課税として出たというふうなものについて、その原点に返った見直しというのがやはり必要だろうと思うのです。

そういう意味で、まあ年度の改正も幾らかそういう意思というものがそのバックグラウンドに、主税当局にも働いたというように私は考えるのですが、その辺のところについて、入場税というのは本質は一体何なんだ、そういうものについての基本的な主税当局の見解を聞いておきたいと思ひます。

○中橋政府委員 入場税は、お示しのように確かに戦争中に発生したものでございます。今回の改正で大幅に入場税の減税をお願いいたしておりますのは、むしろその発生の原点がそこにあるから、今日において入場税の課税が妥当でないから大幅な減税をするという考えに発しましたよりは、むしろかねてのいろいろな文化的な御議論もございましたし、幸いそういう財政的な事情も許される

今日におきまして、大幅に免税点を上げていたのだと申しますのは、わが国の今日の税制が、戦後いろいろ体系づけられましたが、終戦に至りますまでにならざる整備をせられたというの、あの昭和十三年から昭和十五年にかけての戦争を契機として、財源調達という観点から税制を総合的に判断しなければならぬというむしろ外的な要請から今日の税制の基本ができてきたのではないかと思ひます。そういう点から言いますと、いわゆる消費課税につきましてかなり大幅に取り入れたのは、実はこの昭和十三年のころでございます。もう一つ、やはり戦時税であるからということでいろいろ批判を今日も受けておりますのは物品税でございます。

そういうふうな生まれはその時期でございますけれども、そういう外的な要因のもとに消費課税というのを非常に広範な税制という観点から見直しをされた。そういう結果、一つはサービス課税についての課税も行われましたし、あるいは物品税というものの消費についての担税力に着目しました課税というものが始まったというふうな思ひます。もちろんその当初は、おっしゃいますように、消費抑制という観点もあったと思ひますけれども、今日振り返ってみますれば、やはりその時代におきます消費課税の採用というものは、今日の戦後におきますいろいろな税制の整備と相まちまして、やはりわが国の税制の中では一つの大きな基本となっておるというふうに私は思ひわけでございます。

もっとも、それだからと申ししても、許されれば今回のような入場税の大幅な減税もやっていたということでございますから、必ずしもその考え方を固執はいたしませんけれども、戦時税でありますから今回減税をお願いするという気持ちは実は持っていないのでございまして、○広瀬(秀)委員 いまは少なくとも主税局長から物品税の議論とちよつと似たところがあると言われたが、私もそういう立場でちよつと質問したいの

だけれども、戦時財源を確保するというようなことで消費を抑制して、その消費抑制というふうなことでやり玉に上がったのがこういうものではないか、奢侈的消費の消費であったと思うのです。いまや状況はまさに一変して、人間そのものを大切にしていくなのだ、生活優先、福祉優先というふうな段階を迎えている。

福祉国家、文化国家、こういうようなことになってまいりますと、かつて戦時中に、これは抑えるべきものである、抑制すべきものである、言わなければ奢侈的行為である、奢侈的消費である、ぜいたくであるというふうな観念がやはりその当時の為政者には当然強く働いたと思うのですが、そういうものが、今日の段階を迎えれば、もうそれは当然のことになってくるわけですね、人間が人間として人間らしく生きるという原点に立てば、

ところ、そういう演劇を見ることも映画を見ることがスポーツを楽しむことも、みずからやるということでは入場税はかかるけれども、それをながめて楽しむというふうなことも、あるいはギャンブルまでもが取り入れられてきておるわけだけれども、そういう人間の、何といひますか、これはいささか劣性の部分かもしれないけれども、やはりそういうものも含んだ人間であるというふうなところから、そういうことまで来ているのだらうと思ふのですけれども、とにかくこういう入場という行為を奢侈的行為であるとか、一般のレベルより突き出た、言うならばぜいたくな消費行為、そういうものであるという認識がやはりどうしても基本にあるだらうと思ふのです。そういう点はこの入場税の中にいまでもやはり残っている、こう見るわけですが、当局としてはいかがですか。

○中橋政府委員 確かに当時のいわゆる国民の消費生活と、今日の国民の消費生活というのは非常に変わつておると思ひます。そのときのとえば催し物への参加あるいは消費物品の消費というものがぜいたく視されておつたのは、今日においてはかなり違つた見方であると思ひますし、むしろ

もつと一般の国民の生活に溶け込んでおるといふことはおしやると思ひます。それで、それに対する税金でございすけれども、むしろ発足の当初はそういう消費を抑制する観点があったと思ひますが、そういうものを漸次、戦争が終わりますまではむしろ高めてまいりましたのを、だんだんとまた払拭してまいつたのが今日までの経過ではないかと思ひます。そういう点で言えば、私は、入場税の歴史を振り返つてみまして、その当初あるいは戦争中に経過いたしましたものの払拭が他の消費税に比べて非常に遅かつたのではないかと、観点はやはりぬぐえない、そういう観点をとらざるを得ないと思ひます。

先ほど申されました物品税でございますけれども、あの戦争中に至ります多数の課税物品は、今日非常に整理をせられておまして六十八品目になっておるといふことでございすし、他の消費課税におきましても、サービス課税におきましても、免税点というのが逐次上げられてきておるのが大方の趨勢でございます。そういう観点から申せば、確かに入場税の免税点というものの考え方は、従来どおり、長い間いわゆる小額不追求という思想で推移してきたのではないかと思ひます。そういう点の反省というのは今日こういう大幅な免税点の改正というところで行われておりますから、そういう点では確かに従来の入場税についての私どもの物の考え方というのを今回大幅に変えたということになるのかもしれないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そこで、さつき高沢委員も質問をしておつたわけですが、今回の改正で、いままで長いこと議論をしてきた問題が、先ほど主税局長が数字を言いましたけれども、たとえば映画のごときは延べ一億八千万というふうな人数が見えている。こういうふうにかつてある程度奢侈的行為だと見られたものが、いまや国民がすべて年に二回ぐらいは映画を見る。まあこれは平均的ですから、大人の世界では五回も十回もあるいはそれ以上見る人もあるし、それ以下の人もあ

るかもしれないけれども、とにかくもう映画とか演劇とかスポーツとかという場に入場するということを通じて教養を豊かにしたり、あるいは社会人としての社会教育的なものを自然に身につけるというふうなことになるわけですから、そういうものが税の対象になるというわけではおかしいわけですから、そういうところで今回かなりの部分を、一億八千万人の中で、さきの数字では百万でしたか、そのくらいしか課税対象人員にはならぬだろうというふうな話になってきた。これは大変結構だと思うのです。

それじゃそういうものをどういうところで線を引きたいという問題が、入場税の問題ではこれまでも残っているのです。全部これを廃止してしまえば問題はないと思うのですけれども、今日の段階では私はまだ全面的に廃止してしまえという議論も、これは別な角度で、たとえば十万円の入場料金を払ってフランク・シナトラをインベリアホテルで豪勢に聞いたというふうな人からまだ負担を求めたいことは、私もよくわかりますね。ですから、そういう意味から言えば、この課税最低限をどういうところに設けるか、非課税限度というふうなものをどの点に設けるかという点とは、やはりそのときの状況において国民の合意というものが得られる程度のものであることが一番適正の基準であらうと思うのです。

そういう立場で、文化政策とか何となくということを出せば、またこれはこれなりのむずかしい問題がありますけれども、そういう見地から判断をする場合に、非常に広範な国民の、言うならば大衆、特に勤労大衆のほとんど大部分が現にその入場行為に参加して入場しておるというふうなものにはかからぬ、しかし現段階においてもなおかつ非常に奢侈的と思われる特別な行為であると見られるようなものに対しては、やっぱり税を課してもいいであらう、こういうふうに考えるわけですね。

そういうところに基準を置いて、かなり広範

な大衆、勤労大衆が参加をして、映画を見る、演

劇を見る、これはだんだん時代が変わるに従ってそういう人数はふえてくるだろうと思いますが、そういうものを一つの目安にして課税最低限というふうなものは決めていくべきだ。そしてそれを越えて、かなり飛び抜けた奢侈的な行為、かなりぜいたくな、金があるに任せて特定の者だけが享受できるというふうなものに対しては一定の負担を求めるということはよろしい、いまの段階では私は言うわけですね。私は入場税というものを全部取っ払った場合にはどうかでまたそれを見合うような負担を求めることを提案しながらやらないといかぬという立場で、現在そういう意味で入場税があつてもよろしいと思うのですけれども、やはり皆さんの考え方というものの基点として、課税最低限を決める場合には、これは時代がかなり流動的に進展するわけですから、今度映画で千五百円、なまもの演劇で三千円というふうなことを決めたけれども、それはこれから将来にわたって、そういうところに基準を置いた形で、絶えず見直しをしていくことが必要だと思ふのです。

そういう問題について、私がいま言った大部分の勤労大衆というものがそれに参加して見られる程度のものであるというふうなことはかけないのだ。そういう基準というものは当然あつてしかるべきだと思ふのですが、その点は大分うなずいてゐるから賛成だと思ふのですけれども、そういう角度で見直しをするのだ、その基準はそうだと

しました。それよりもはるかに今回の免税点というのは、私はむしろ入場税の性格そのものから言ひまして、もつと大幅に課税されない人の部分というものを考えたのではないかとふうに思つております。いわば一等、二等というものがあれば、二等は非課税にするという思想でございますけれども、先ほどお答えもしましたように、一%なり二%の人たちが課税になるということでございますから、ごく一握りの、しかもかなり高い料金を負担し得る人が課税を受けるということになると思ひます。

それよりもつと高い、たとえばいまお話しのように、非常に希少な何万円というふうな入場行為だけに課税をしてもいいのではないかと、それでお考えもあるかと思ひますけれども、それはまた余りにも極端なことになりますので、やはり先ほど御説明しましたような五%、一%を接点といたしまして千円、二千円の五割増というところで、今日の段階では相当程度非課税の人が出てくるという見通しでございますし、今後ともどもそういう見通しで免税点の見直しをやつていけば、おそらく大部分の人はかららないという事態は将来で得るのだらうと思ひます。

○広瀬(秀)委員 次官に、その点、将来の見直しの基準というのをどこに置くかということについてのあなたの政治家としての、副大臣としての所見を――私が提案をしたことに主税局長もほほそういうつもりでこれから見直していくと言ふのだけれども、その点についてのあなたの考えをここではつきりさせておいていただきたい。

○森(美)政府委員 先ほど広瀬委員から戦時課税だからというお話もございましたが、私はこの入場税というものを今後どうしていくかという問題につきましましては、やはり非常に高い奢侈にわたるもの、こういったものについては当然入場税をつけていかなければならない、こういう考えでございます。

しからば基準はどうかという問題は、やはり私はほかのサービス課税を横に見ながら考えていくのであつて、これは当然入場税そのものは見直しの時期を常々持っているという立場で考えたいのじゃないかと考えております。

○広瀬(秀)委員 その問題はさうくりにします。が、入場税法第一条の第二号、「競馬場及び競輪場」、これは二十九年のときから入つていたものでしたかね。そのずっと前から、ずっと一番最初からこういうものが入つていましたか。これは当時は多分なかったはずですから、何年か入りましたかね。

○中橋政府委員 たしか昭和十三年のときから競馬、競輪等への――競輪はなかったかもしれないけれども、そういうったギャンブル場への入場というものが課税対象になつておりました。

○広瀬(秀)委員 大体戦時中ですから、非常に無理をして何もかも抑制する、歌舞音曲禁止だなどという時代にやがて進んでいくわけですからね、十三年から十四年、十五年、十六年と、こうなるに従つて。われわれちょうど学生時代だったけれども、ダンスホールは全部禁止だとか、銀座、新宿から歌舞音曲追放だなどという時代をわれわれ青春時代に経験しているわけだけれども、しかし、歌舞音曲、映画、演劇とか、スポーツとかというふうなものなどは、これはやはり人類の生み出した文化財としてそういうものを人間として享受する、その文化財を楽しむということがあつたと思ふのです。

けれども、本来この賭博という行為は、刑法百八十五条です。か外罰に値する行為として取り上げられてゐるものなんです。偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娯樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス。第百八十六條はそれについて「常習賭博、賭博場開張」ということに対してさらに罪を加重するといふ、そういう規定もあるわけですね。まあ公営の競輪とか競馬とかというふうなもの、これは本来的にはやはりかけごと、刑法では罪である、刑罰に値する行為

であるという本質を持つものなんですね。それを公営にすることによって、そういうものから免れるということなんです。

しかも、そういうものへの入場料というものは非常に安く据え置かれていた。しかし、その人間が人間らしく生きるという立場から、文化的な生活という面あるいは社会教育という面で当然必要なスポーツであるとか映画であるとか演劇であるとかというようなものの入場料は、どんどん高くなっていく。それで一定の税率がそれに掛けられるわけですから、税はどんどん高くなるというような経過をたどってきたわけだけれども、これはもう戦後、競輪、競馬あるいはオートレースとかオートレースとか、こういうようなものがあるけれども、急遽に増大している。しかも、これが本来の人間の本性に根差したものであるに罪に当たるものだという規定が刑法にはある。そういうものを公営としてやって、しかも、それは入場することが本来目的ではない。これは入場してながめるといふ人は非常に少ないだろうと思うのです。すべてこれはやはりギャンブルをやめる、かけごとをやるんだ。公営のかけごとで、百八十五条からは解放された形ではあるけれども、大抵にやれるんだということと、そこで、車券を買って馬券を買って、偶然の輸贏というものの楽しみを最大限に味わおうということなんです。こういうものが同じ入場税という範疇の中でやられている。

一方においては、人間の本来的な立場で生きるといふことと、単に食うだけではないんだ、それは文化というものを、また先人がつくった文化を築き、そういうものを築きながら次の文化を築いていくというように必要なものだといふものと、そういう刑法で本来禁止するべきようなものを公営にしたという形のものと同じこの法律の中に組み込んで、しかも入場税のたてまえで、したがって、入場料というものが一つの課税標準になっている。そして一方は

もうきわめて低位に据え置かれて、二十円だとか三十円だとか、一番高いところでも百円だ、こういうようなことになっている。そうすれば、そういうところからは入場税というものはほとんどごくわずかしが取れない。

こういうことであつては、私はどうも、入場税全体というもののうちで整合性というか、入場税における理念的混乱というか、そういうものがどうしてもあるだろうということを考えるを得ないわけなんです。そういう点についてどういふようにお考えになりますか。

○中橋政府委員 確かにおっしゃいますように、競馬、競輪場への入場料金といふものと、映画場その他の催し物を行つておるところへの入場料金とは、かなり性質的に違つておると思ひます。

競馬場、競輪場などへの入場料金といふものは、私もいわば整理料金みたいなものと思つておりまして、それですからこそ、まさに非常に低料金で終つております。むしろおっしゃいますように、そこに入る人たちの競馬、競輪へのいわば催し物への参加といふことは、入ることだけではなしに、やはり馬券なり車券を買うといふことで連せられるといふことから、そういうふうになされるわけでございます。

また実際、入場税におきましても、入場料金に對して同じく課税はいたしておりますけれども、たとえば最近におきましては、映画、演劇、音楽等への催し物について五〇という税率を設定いたしました四十八年におきましても、違つておるといふ物の考え方から、競馬場等への入場につきましては、一〇という税率をそのまま据え置いたわけでございます。免税点につきましても、映画、演劇等につきまして百円に上げました際にも、従来どおり三十円に据え置いてまいりました。そういうことから言ひましても、おっしゃいますように、競馬場、競輪場への入場料に對する入場税の考え方といふのは違つておると思ひます。

今回も、この改正案におきましても同じような考え方から、競馬場、競輪場への入場料金につき

ましての入場税というの、やはり若干異質のところがあるといふところから、免税点はそのまま据え置きをお願いしておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 競輪場なんかでは、大体、三十円といふところが非常に多いのです。そうすると、入場税は一人に對して幾らかかるのですか。

○中橋政府委員 三十円でございます。免税点ですから、税金はかかりませんけれども、たとえば百円でございますと、そのうちの十一分の一が税金でございますので、約九円が税金でございます。

それで、全体の競馬、競輪場への入場に對する入場税は、五十年の見込みで約六億円でございます。

○広瀬(秀)委員 オートレースあるいはオートレース、こういうようなものを含めて、いわゆるギャンブル、第一条第二号、第三号の競馬場、競輪場等々の入場税の合計は幾らでございますか。

○中橋政府委員 それを全部合計いたしました、五十年におきまして六億円見込んでおります。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、五十年では、一挙に百十億近くも減税をして三十億にしましたといふことなんです。あと二十四億は、やはり映画、演劇、スポーツといふ第一号の方に掲げておるところから取る、こういうことなんです。

まあこれも、千五百円、三千円がいいかどうかという問題にも発展するわけですが、私も、私どもから言へば、指定席といふような特別なカムフラブルなところ、一般と飛び離れたシートに座つて、ゆつくりそういうカムフラブルな雰囲気の中で見れるといふことに對しては、まだある程度取つてもやむを得ないだろうといふ見解を先ほど言つたのですけれども、こういうことで、三十億の中でも競輪、競馬、オートレース、オートレースといふようなところからわずかに六億しか入場税を徴収しないといふことを考えると、たとえばどのくらいいふところに入場しているかといふことを、あなたの方の資料で見ましても、四十八年度で六千四百四十四万人、大体人口の六割は少なくも入つておるわけですね。こ

れだけの人が入つてこれは平均して六億といふことですから、まあ一人十円といふことですね。一人十円当たりの入場税しか取らぬ。

しかも、入場することが目的ではなくて、そのレースを見ることが目的ではなくて、どれくらい車券を買い、馬券を買いといふようなことで金を支出しているかといふことを見ますと、これは大変な金額なんですね。合計で三兆。これは昭和四十八年度の数字であります。中央競馬、地方競馬、競輪、競艇、オートレース、これだけで三兆一千九百六十九億、これだけのギャンブルが行われておるのです。

それで、たとえば金持ちは一レースについて十萬とか五十萬とか、あるいはそれ以上やる者は百萬とかといふような単位で出しておる。庶民大衆はおそらくやつと千円ぐらいの特券とかなんとかいふのを買つていく程度でございます。そういうものにこそ担税力を当然求めるという思想に発想の転換をやるのが私は当然だと思ひます。

ところが、ならば、ほかの文化的なあるいは体育振興の見地から、あるいは社会教育の見地から、少なくともそういう人間が正しく生きていくためにプラスになる面を持つておるものから、三十億の六億ですからまあ二〇%ですね、あとの八〇%をそういうところから取りながら、片方でこれだけの消費行為が行われておる中で、わずかに六億の税収であるといふようなことは、入場税全体の趣旨からいってこれはおかしい、異質なものをむしろ取り込んでおるのではないか、こう思うのです。

私どもは前から、この入場税法からむしろ抜き出した形で別な法律をつくつてギャンブル課税といふものに当然もう踏み切つていふところへ来ておるのじゃないかといふことを提案しているわけなんですけれども、こういう六千四百四十四万人が参加し、しかも三兆一千九百六十九億の支出をしておる。しかも、それがギャンブルである。これはなるほど七五%を支出した者に還元するとい

うことですが、これがやはりまさに偶然の輸送に
かけておるといふ、これにそういう支出をやるの
ですから、買った人全体に七割五分が平均に戻る
わけじゃなくて、ある人は百倍にも、あるいは何
十倍にもというように戻ってくる、ある人は
全部出したまま、こういうことになっているわ
けですね。

そういうことですから、やはりギャンブル課税
というものをやめて、その車券なり馬券なりを
買った段階で、それを課税標準にしてその何%か
の拠出を求める。たとえば十万円買ったのなら、
あるいはその五%ぐらい、あるいは三%でもいい
から、その辺のところの拠出ぐらゐは当然求めて
いいのじゃないか。それがいやならばやめればい
いのであって、やめたって別にこれは——今日地
方財政にかなり組み込まれてしまっておりましか
ら、若干、減ったら大変だということもあろうか
と思うけれども、これがどんどん伸びていくとい
うような社会情勢というものは、必ずしも健全で
はないと思うのです。だから、ある程度そういう
ものに対して適正な負担を求めていくという新
たな観点というものを、あなた方は持つ意
思はございませんか。

○中橋政府委員 競馬、競輪場への入場料金に対
します課税は先ほどお答えしたような考えでござ
います。が、むしろ、それよりも、そこで消費をせ
られておりますいわゆるギャンブルへの投資と申
します。そういうものに対して担保力を求めて
課税をしてしかるべきではないかというところは、
かねて御議論を承っておりますし、私もいろいろ
検討はいたしております。

ただ、その場合に、いつも違着をいたしまする
のは、いまお話しのように、ギャンブルに投しま
した金のうち七五%が今度は勝ち馬なりへ投票し
た人への払戻金になるわけでございます。けれど
も、いまお話ししますように、ギャンブルに対
する新しい課税を行いますというときには、どう
しましてもそういう七五%の払戻金率というもの
に変更を加えなければならぬわけでございま

す。かつては七五%よりもっと低い時代がござ
いましたけれども、今日ギャンブルが非常に盛ん
になっておるといふことの一つには、七五%とい
う水準の払戻金率があつて力があるというふ
うに考えられるわけでございます。

その残りの二五%のうちで、経費に使います部
分がもちろんございすけれども、国なり、あるいは
主権者たる地方公共団体がいわば公の財源とし
て使いますものは約一〇%から一三%程度にな
ると思ひますが、大体そういうものはすでにい
わば公の財政に繰り入れまして使つておるわけで
ございます。それ以上にさらに税金を負担するとい
うことになりましたら、先ほど申しましたように
七五%に食い込みまして、払戻金率というのを低
下するということが必要なわけでございす。

そうしました場合に、一番私どもの難点とい
ておりますのは、今日もやはり後を絶たない
と言つておられますのみ行為でございす。今日
でも、この二五%の経費あるいは公経済への投入
部分というものを種にいたしまして、かなりのみ
行為が行われておるといふことが言われておりま
すし、ときどきその犯罪事犯も検挙せられてお
ることを耳にいたしますが、これをさらに引き下
げるということになりますれば、相当のそれに対
する施設を講じなければ、やはり相当のみ行為と
いふものがまたふえてまいるというおそれがある
わけでございす。どうも、そこに参りますと、
私もいつもこの問題についての障壁にぶつか
るわけでございまして、今日までもいろいろ検討
してまいりましたけれども、先ほど申しましたよ
うに、かなりの金額がすでに公の経済に組み込ま
れておるといふことと、それからのみ行為の推移
ということから、今日までいわゆるギャンブル課
税についての構想はできないわけでございす。

○広瀬(秀)委員 局長の答弁はピンとはずれなの
で、一つの問題として七五%を還元する、それか
らあとの二五%は市町村の経費とかあるいは収益
部分として還元される、こういう話で、そっち
を減らさなければならぬというのですが、私が

言つてゐるのは、十万円買つたら、五%ならば五
千円を同時に、十万円と五千円を出させる。それ
でなければ車券を売らないということにしたら、
そんなことはないはずでしょう。税金をその場で
取るのですよ。十万円買いたかつたら五千円税金
を持つていかなければ買えないのだというシステ
ムにしたらいじやないですか。そうすれば、何
もいままでのシステムを変える必要がないわけで
すよ。

自治省から調べてみましたら、都道府県で、こ
れは四十八年度の決算で五百五十二億収益として
入つてゐる。それから市町村の決算額が二千三百
億になつてゐる。大体都道府県にはその売り上げ
の一・九%、それから市町村には一〇・九%とい
う率で入つた金がこれだけだということになつ
てゐるわけですね。まあ二千八百億ぐらいの地方
財政に対する寄与があるという数字が盛つてある
のですよ。

仮にいま私が言つたような形をとれば、ギャン
ブルをやつた、車券なり馬券なりというようなも
のを買った人たちに払い戻す七五%ということに
も手をつけずにやれるはずなんです。そういう
ことになるわけですから、やはり約三兆二千億に
及ぶこれだけのものに対してギャンブル課税とい
うようなことに踏み切つて一向差し支えない。
これはひとつ次官に聞きますけれども、こうい
う行為、ギャンブルというものを、これだけ財源
として寄与しているからというところで大いにこれ
から奨励して伸ばしていこうという考えなんです
か、それともこの程度のところで目下のところは
というふうな、そういう考えですか、どつちなん
です。これは大いに奨励し、多々ますます升ずで
やつていくべき性質のものでしょうか。そうでない
むしろ抑制せよにしながら、廃止できる条件が整
えば廃止していくというふうな方向にいくべきな
んですか。これは基本問題ですから、副大臣、答
えてください。

○森(美)政府委員 ギャンブルを伸ばすべきかど
うかという問題だと思いますが、これは私どもの

立場ではちょっと御返事しかねる問題でございま
す。

○広瀬(秀)委員 政務次官はお答えにならない。
わからぬと言ふ。こんなことでは、この質問は留
保せざるを得ません。大蔵大臣が来てから大蔵大
臣に聞きます。そうでなければ決着がつかません
から。もうあなたはい。それ以上の答えを求め
てもしょうがないと思ふ。

それからもう一つ、のみ行為の横行というよう
なことが起こるだらうと言つた。これは二課長
も私のところへ来て、前に警察部長時代の経験も
十分お聞きしました。そういうこともあるでしょ
う。あるけれども、一つの秩序のある国家とし
て、そういうものを取り締まれないはずはないの
です。本当にやろうと思へば。かなりむづかし
いといふことはいろいろお聞きしてありますし
これは隠れて裏でいろいろそういう脱税行為、脱
法行為というふうなものが行われることは、ある
程度あるかもしれない。しかし、これは工夫の仕
方によつてかなりそれを押えていくこともできる
というふうな、大衆を信頼する気持ちで、しかも
それを犯してなおやる者に対しては、日本の警察
だつて取り締まりができないというはずはない。
たとえば、一つつかまつてもこれは一罰百戒にな
るのだというところでやる。警察の整備された今日
の段階で、そのくらいのが取り締まれないか
らのみ行為がふえるからというのでは、これは理
屈にはならない話なんです。

のみ行為がふえる、それもある程度私どもわか
ります。そういう実情が恐らく出てくるだらうと
いうことは。しかし、だから当然やるべきことが
やれないのだという政治姿勢であつては、正しい
政治に向かつての前進というものはあり得ないと
思ふのです。そういう反作用、リアクションが
あつても、それは別途克服する知恵を出し、方策
を考えよう、こういうふうな立場でやらなければ
ば、当然のことが当然として行われぬ、いつで
もおかしな不正を抱いたままではいかざるを得な
いということになるわけですから、その辺のどこ

ろはやりようだと思ふのですよ。だからこそ、やれませんかという事は私は筋が通らぬと思ふのです。

こういうギャンブルにかけような人たちは、よく世に言うあぶく銭というふうなものを抱えている人たちだと思ふのです。その他の税法なんかをもぐって、そしてこの金を抱えているというふうな人たちがそういう大口にやるのですから、そういうふうな人たちが取る。あるいはまた、もちろん善良なる市民もこれに参加しているわけですが、すべてこれに参加している人たちが悪人だというように私は言う気はありませんけれども、しかし、庶民大衆が許された中で一瞬のかけごとに勝負を張って千円を抛出すという場合に、たとえば五十円出す、このことぐらいは、当然そういう制度をつくりさえすれば喜んで出すだろうと思ふのです。

そういう、おれはこれをやるかわりにこれだけ国の財政に寄与するんだという風潮がむしろ出た方がいいだろうと思ふのです。大体、一般の大衆はおそらく千円ぐらいか、せいぜい賭ん張って二千元ぐらいか三千元ぐらいのところで買うのですから、それについての三割か五割ぐらい同時に払います、税金を納めます、こういう程度なら幾らでもやれる。

特に私がこの点を問題にするのは、一レースについて十万ずつ買っていくというふうな、あるいはそれ以上の金額で買っていくというふうな人たちは、その程度の税負担を求めていくことは、社会的公正の立場において当然のことになつていゝるんじゃないか、こういうふうに思ふのですが、ね。そういうことについて、さつき七五割が減つてしまふということ、それからのみ行爲の横行ということとを恐れてとていまいとところ踏み切れませんと言ふのだけれども、私が申し上げたような立場でいけば主税局長の論拠も崩れると思ふだけだけれども、いかがですか。そういう方向に向かつて検討してみる気があるかどうか、この点はつきりさしてください。

○中橋政府委員 ギャンブル税につきましては実は数年来御議論がございましたし、私どもも相当詳細に検討した時期がございます。

そこで、いまおっしゃいますように、たとえば千円を勝ち馬投票券に投じまして、そのほか五十円を別に取ればいいではないかとおっしゃいますけれども、勝ち馬投票券にかけた人にしてみますれば、そこではやはり千五百円をかけたといふ気持ちになるわけでございます。そのときに、千五百円について総体で一体幾らが払い戻し財源になるのかというところになりますれば、どうしても七五割が七十何%に下がるといふことになりますので、そこで、のみ行爲をする人たちは、現在の二五%の中でも、たとえば当たらないまでもそのうちの一〇%は返しますよというところで多くの人を集めておるわけでございます。

そうしましたときに、私も仮にギャンブル税をやりたいという決心をいたしましたためには、どうしてもそういう決意をいたしましたものに對して、かなりの程度取り締まりもできますが、また人が参加しないような施設というものを十分講じなければ踏み切れないわけでございます。従来からいろいろ真剣に私も検討いたしましたけれども、まだまだそういう打開しなければならぬ問題点が多々ありましたので今日に至つておりますが、それが今日それでは直ちに解消し得るかというところになりますれば、長年とつてまいりました七五%の水準というものがかりに減るといふことになりますと、これまでの馬投票券に対する投票者の心理というものの影響も相当大きいといふこともやはり十分考えなければならぬといふことで今日に至つております。

○広瀬(秀)委員 この収益の關係は、税込みで考へるといふこととじゃなくて、一万円買つたらその五%ならば五百円出ましよう、こういうことですね。千円で五十円ですか、一万円で五百円になるわけですが、そういうこととぐらひは当然これは別扱いにして、車券の分は一万円なら一万円、五万円なら五万円、十万円なら十万円、そ

れに對する五%の税率、これは五%に必ずしもこたわりませんが、三%でも、大体三兆二千億ならば一千億の税収を上げられるはずですよ。

そういうふうな形でその負担を求めていくといふことは、いままでの七五%と二五%、市町村の経費やそれから収益として入るものが二五%、それからその買った者に対する還元、参加してギャンブルをやった者に対して七五%の還元、そういうものを崩さなくたって、税金を全然別扱いにするんだというシステムをつくれれば、そういう税法をつくれれば、これはそれでそのまゝいゝのであつて、その点の議論は納得のできる、説得力のある意見ではない、われわれとしてはこゝろ見ざるを得ないわけですね。それは別扱いにならないのですか。それは最初から税金分を分けてかかれたいでしよう。

○中橋政府委員 馬投票券に投票しましたときに、ギャンブラーの心理といたしますれば、千円を投じましたらそのうちの七百五十円というのは勝ち馬を当てた人への払い戻し財源になるということに感じておるわけでございます。千円を投じましたら五十円取るといふ言ひをしても、ギャンブラーの心理といたしますれば、千五百円出したのに七百五十円しか勝ち馬に当たつた人へ返つたことになり、このことになりますから、どうしてもやはり七五%の率というのは、投票者の心理に照らしますれば、七三%になるとか七〇%になるとかいうことになりますので、そこのみ行爲者のつけ入るすきが生ずるわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 仮に私は五%と言つたが、三%でもそれはいいといふことで、とにかくそういうふうな形で、たとえばギャンブラーに返る分が若干減つたつて、その程度のものはいゝのじゃないですか。七五%が七〇%になつたつて、やりたい者はやはりやるのですよ。それで、それだけの力を持つてゐる人から、そういう者から適正な負担を求めるといふことは、これは今日当然考えられていいことだと思ふのですよ、仮にそうだとし

私はそうではない、もうこれは税金なんだといふことで、納めさせるということが定着すれば、それはそれなりに割り切つて、ギャンブラーの頭だつて変わつてくるのですから、それはやはり法律をどうつくるかだけのことだと思ふのですよ。

○中橋政府委員 現在の七五%の水準でのみ行爲が行われておりますのも、二五%の中で、たとえば還元は一五%手に入れますが、あとの一〇%は当たらないでも返しますといふことで、のみ行爲者はのみ行爲をする人を勧誘するわけでありまして。したがういゝとして、仮に払戻金率が七〇%になるといふことになりまして、三〇%といふものが実は還元元になる金になるわけでございます。そうしましたら、当たらないでも一五%返しますよといふことも成り立ち得るわけでございます。そうすると、現在よりもさらにのみ行爲といふのが広がるという事は想像できるわけでございます。その中で、それに対する措置なり施設といふものを十分考えないで、やはりのみ行爲といふものを前提としたギャンブル課税といふことはなかなか踏み切れないのでございまして。

○広瀬(秀)委員 主税局長も次官もどうも齒切れが悪くて、私の実は実にいゝ発言だと思ふのだけれども、それに対して明確な答へがないので、きょうはこゝろいゝでやめまして、大蔵大臣が出た段階でこの問題についてもうちょっと詰めた議論をしてみたいと思ひますので、きょうはこれで終わりにしたいと思ひます。

○上村委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十八分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。荒木宏君。

○荒木委員 相続税法の改正案についてお尋ねいたしますが、今度の政府案でいろいろ減税の措置

を講じた、こういう趣旨説明を伺ったのでありますが、相続財産を相続する額によって階級区分がいろいろありますが、そのうちのどの階級が恩典を受けるか、どの階級まではその恩典を受けないか、今度の改正案の結果による階級の受益の線引きをひとつ伺いたいと思います。これは政府委員から。

○中橋政府委員 それぞれの遺産額を設定いたしまして、それに基づいての相続人が配偶者及び子供四人の場合ということで負担割合を比較したものがございまして、それによりますと、たとえば遺産額四千万円までは、今回の改正案によりますれば子供の税額はゼロになりますので、軽減割合としては一〇〇％ということになりますから、遺産額四千万円までは今回の改正ではいっしょに皆減と申しますか、そういうことになるわけでございします。

○荒木委員 軽減割合を伺ったのではなくて、まづ今度の政府案によって恩恵を受けない階級はどこまでであるか。もちろんいろいろ特別の障害者の配慮だとかいろいろありますけれども、いわゆる課税最低限の引き上げによって全く影響を受けないのはどの層か、程度ではなくて、どの層までがいままでと同じ額か、それをひとつはつきりしていただきたい。

○中橋政府委員 配偶者と子供四人が相続人であります場合に、現在の課税最低限は千八百万円でありまして、それ以下の人たちというのは今回の改正では何ら恩恵を受けない。それを超えす遺産額であれば、何らかの意味において軽減を受けるわけであります。

○荒木委員 わかりました。千八百万円以下の人というのは相続税を納める人の中で何%ぐらいになりますか。

○中橋政府委員 死亡しました人の中で、相続税の課税を受けるというのは、五十年にはまだはつきりと推計はできませんが、四十八年度におきましては、百人死亡した人の中で課税される遺産額を持った被相続人は四・二人でございしますか

ら、逆に申せば、それ以外の人たちというのは課税を受けていないということになりますので、今回の改正では全然改正の影響がないということになります。

それからなお、ちょっと申し忘れましたが、税率の改正を今回行っておりまして、最高税率を七〇%から七五%に引き上げておりますので、それによってまた影響を受けるという部分が別途ございします。

○荒木委員 国民全体の中で、今度の相続税の改正によって課税最低限の引き上げのメリットを受けないのがどのぐらいの比率か、これはこの後で伺おうと思つたんです。

私がいまお尋ねしたのは、相続税が開始された、何といいますが、相続税の一応対象者定者といいますが、相続税が開始された相続関係者の中で、今回のメリットを受けない人数の比率は大体どのぐらいか。つまり千八百万円以下の相続財産の階級区分に属する人たちの構成区分はどのぐらいか、こう聞いたわけでありまして。

○中橋政府委員 大体毎年死亡する人が七十万人ぐらゐございまして、たとえば四十八年度、先ほど申しました百人のうち四・二人は課税を受けるといふのは約三万人でございしますから、約六十七万人というのは課税最低限以下になるといふこととございしますので、今回の影響を全然こうむらないということとございします。

○荒木委員 それでは、債務控除後の遺産総額の階級区分にしまして、被相続人の数の中で影響を受けないのはどのぐらいの比率ですか。

○中橋政府委員 債務控除をいたしまして、それからいよいよネット財産価額に相続税の課税最低限を適用しまして課税を受けないという人が、先ほど申しましたように毎年七十万人死ぬ中で六十七万人ぐらゐでございしますので、債務控除とおっしゃる意味はちよつとよくわかりませんけれども、相続税はすべてネットの財産をまづ土台といたしますから、債務控除しましたもの、それからさらに相続税のいゝんな控除をしまして、課税

をされない人間というのはやっぱり九六%ぐらゐであります。

○荒木委員 わかりました。

それではとにかくいまおっしゃる通りに、九割以上が今度の改正では直接メリットを受けない、課税最低限の引き上げについては影響を受けない、こういうことですか。

○中橋政府委員 メリットの影響を受けないとおっしゃいますのとちよつと違いますので、大部分の方々というのは相続税に縁のない人たちであつたわけでございしますから、その人たちは当然今回の課税最低限の引き上げ等について影響を受けないという意味においてはおっしゃるとおりでございしますけれども、そもそも相続税と縁のない人が大部分になつてきておるといふこととございします。

○荒木委員 相続税に縁のない人という話だつたのですが、この相続税に縁のある人というふうな言い方が正確かどうかわかりませんが、四十七年度の債務控除後の遺産総額階級区分、これで見ますと、千五百万円以下が被相続人の数の中で約四二%ある。つまり四割以上の人たちは、このときの実績によれば、今度の改正があつても関係がない、相続税に縁がない人たちが大部分だらう。しかし縁のある人の中で、四割以上は今度は関係がないんじゃないか、メリットを受けないのじゃないか、こういう趣旨で聞いておるのですが。

○中橋政府委員 今回の改正で予定いたしておりますいわゆる配偶者と相続人四人の課税最低限四千万円という中には、相続人の数のいかにかわらず定額で控除をいたしますものが二千万円というところとございしますので、いまお示しの課税財産価額の階級区分で申しまして、二千万円以下の人たちは相続人数いかにかわらず、今回課税から落ちるわけでございしますから、四十八年度はその数字を申しますと三三・二%、四十七年度では四二・五%ということになります。

○荒木委員 つまりいまおっしゃった数字の範囲で、今度の改正では一応影響のない人たちが二割、四割、年度の数字がありましたけれども、それだけある、低い遺産額を受ける相続人ですね。相続に縁のあるという人がこのときの統計では三万人あつて、そのうちの、いま指摘の割合については改正は関係がない。

そこで、いま勤労者の一世帯当たり平均の資産の保有額は大体どのぐらいでありますか。

○降矢説明員 では説明させていただきます。国民生活白書の四十九年度版におきまして、四十七年末現在におきます勤労者世帯の資産保有の状況を推定しておるわけでございしますが、これは金融資産と土地住宅等の実物資産のトータルでございします。これによりますと、平均では金融資産が百七十三万円、実物資産が千四百七十七万円ということと、合計は千二百二十二万円ということになつております。

○荒木委員 局長、そうしますと、勤労者の平均が千二百万円といふ企画庁の話があつたのですけれども、その勤労者の人たちは平均的に見ると今回の改正には特別の恩恵はない、課税最低限の引き上げによって別に恩恵は受けていないというふうに思いますが、どうですか。

○中橋政府委員 それはそういうことになると思いますが、いままお話のありましたのは勤労者平均でございしますから、非常に若々しい勤労者まで入つておるわけでございまして、そもそも相続税という問題とは非常に遠い時点にある人も入つておりますから、それが恩恵を受けないとおっしゃるのが、相続税の恩恵を受けるか受けないかという範疇としますと、どうも非常に遠い人たちが入つておるといふことをお含み置き願ひたいのでございします。

○荒木委員 平均ということですから、確かにそういうことが言えるかと思うのですが、勤労者の階層の中で若々しいまだ所得の低い人もあれば、あるいは所得の高い人もある。もちろん年齢であるとかいろいろな経歴であるとか、要素はありま

しょうけれども、階層がある。

○降矢説明員 それでは、勤労者の階層の中でどういう階層の人がこの恩恵を受けるかということをお尋ねしたいのですが、その前に企画庁に、勤労者の統計の五分位で二千万円を超えておる層というののはどの階層になりますか。

○降矢説明員 それでは御説明申し上げますが、二千万円ということでございますと、第五分位、つまり上位二割の階層がここに該当いたします。

○荒木委員 わかりました。

そうすると、この一番上位の二割の人は確かに二千万円です。これは恩恵を受ける。

○降矢説明員 第四分位は千三百七十万円でございます。

○荒木委員 そうしますと、先ほどの主税局長のお話ですと、これは二千万円以下でありますからメリットは受けない。

重ねて企画庁に聞いておきますが、では残りの第一分位から第三分位まではいかがですか。

○降矢説明員 第一分位は三百六十七万円、それから第二分位は六百四万円、第三分位は千三百三十八万円ということになっております。

○荒木委員 そうしますと、主税局長、いまお聞きのように、圧倒的多数の、勤労者の世帯で見ますと第一分位から第四分位まで、つまり所得の低い部分に属する八割の人たちは今度の課税最低限の引き上げでメリットは受けない、ただ一番高い層だけが改正案のメリットを受ける、こういうことが一般的に言えると思ひますが、どうですか。

○中橋政府委員 先ほど申しましたように、相続税に關係のありますのは毎年亡くなる七十万の方の遺産額であります。それで、いまお話のありました第一分位から第五分位というのは、現に生きておる若々しい人から年寄りの人たちまでの所有資産でございますが、その人が死んだときには今回の相続税の改正がどういふインパクトを持つかという点を考えれば、いまの平均保有資産額で考えていっていいのだらうと思ひます。したが

まして、それは先ほど申しましたように、毎年七十万の人ぐらゐる中で三万人ぐらゐるが相続税の課税対象になるということでございますから、大体上の方の資産を持つておる人たちが相続税に縁があるということになると思ひます。

ただ、観点を交えて、相続人という立場から申せば、いまお話のございましたように、所得の低い人、資産額がまだそんなに高くない人も、相続人という地位に立てば相続税にまた關係が出てまいるわけでございます。それは被相続人の持つておる財産価額のいかんによるわけでございまして、そういうときには、先ほど申しましたような六十七万人の人に当たる被相続人、それはあるいは非常に若い人があるかもしれませんが、また所得階層で言えば低い階級にある人かもしれないけれども、そういう人たちが影響を受けることは確かでございます。

ただ、私が先ほど申しましたのは被相続人に着目し、あるいはその遺産額に着目して申せば、七十万のうちの三万人でございますから、四十八年の率で申せば約四割の人が相続税に關係がある、したがって今回の改正でも影響を受けるということになるわけであります。

○荒木委員 お聞きしておることをなるべくそのままおとりいたしてお答え願ひたいのですが、いままでの論議で、九十何%の人は今度の改正案を出しても直接課税最低限の引き上げで、ああ、ありがたいと思ひぬ、このことが一つはつきりしたわけですね。

それから、今度は勤労者という階層別に見てみると、なるほど資産の保有額の高低は年齢にも無關係とは言へぬでしょう。また、年齢の高低は相続の発生率にこれまた關係がないとは言へないかと思ひますけれども、しかし、結果として一番資産保有額の低い階層が今度の皆さんの改正案でメリットを受ける、この事實はそうではありませんか、こう聞いているのです。結果として一番高いところだけが皆さんの改正案で恩恵を受けて、あとの第一分位から第四分位までは、改正案が出

うが出まいが關係はないということが言えるのではないのでしょうか、こう伺つてゐるのです。

○中橋政府委員 その点に關しましては、まず被相続人という立場で考えていただかなければならぬということでありませう。被相続人という立場で考えていただければ、大部分の方には相続税がなかったわけでありませう。相続税の性格から言ひまして、またその人たちに課税をしないということが從來からいろいろ積み重ねられてきた経緯でございますから、おっしゃるとおりでございます。

○荒木委員 ですから、いままでのことを全部論ずるのではなくて、今度の改正案によつて、このことによつて生ずる影響、効果を受けるのはいま私が言つた階層だ、これはイエスですか、ノーですか。

○中橋政府委員 これまでの相続税の納税者といひますか、その相続税がかかる遺産を持つておつた人が非常に限られておりますから、今回の改正の恩恵を受ける人も限られております。

○荒木委員 その限られ方が、從來に比べて勤労者の中の第五分位の人に限られておる。一般的に限られておると言つてゐるのではないのです。今回の改正によれば第五分位に限られておる、こういうことを言つておるのです。どうですか。

○中橋政府委員 相続税というのは大体高い財産家に対する課税でございますから、今回の改正もどちらかといへばそういう高い財産家についての影響ということに限られます。

○荒木委員 局長は今回の改正も高い階層に恩恵を受ける層に限られておるといふことをお認めになつたわけですが、私は今度は、高い階層に限られておるその恩恵の度合い、これがどの程度のものであるかといふことを少しお尋ねしたいのですけれども、たとえば、特に今度は配偶者の控除について制度改正があつて、三分の一、頭打ちなし、こういうことになつておるようですが、そういったことを、たとへて計算をいたしますと、資産一億円、相続財産一億円の場合には、遺産の三分の一を配偶者が取るとして、この配偶

者の相続税額はどのぐらゐになりますか。

○中橋政府委員 資産一億円の人について、配偶者が三分の一の相続をいたすということで計算をいたしまして、現行法ではその配偶者の相続税額は八十五万八千円でございます。それが改正案によればゼロになります。

○荒木委員 そうすると、先ほどの勤労者の平均資産であります千二百万円の場合、改正案でも現行法でも同じことになりませうね。それとも違ひがありますか、課税最低限の引き上げによつて。

○中橋政府委員 相続税の失格者でございますから、納税額がゼロの方はゼロでございます。

○荒木委員 そうしますと、平均的な勤労者にとつては前もいまも全然変わりはない。資産一億円の高額資産家の配偶者は今度は相続税がゼロになる、こういうことですね、いまおっしゃつたのは。

こういつた高額資産家が減税の恩恵を受けるような税制度について、政府の關係機関ではいろいろな意見があるかと思ひますけれども、たとえば、このインフレ、物価高の時期に、国民生活万般についていろいろ審議がありました。国民生活審議会でもこの旨の審議があつたようですけれども、企画庁に伺ひますが、こういつた高額資産所有者に対する税負担を軽減していくというやうなやり方について、生活審議会では報告なり意見表明なり何かありましたでしょうか。

○降矢説明員 国民生活審議会におきまして、「物価上昇下の分配等の歪み是正策」についての中間報告という形で御意見をちょうだいいたしましたのでありますが、その中には、物価上昇下における社会保障の機動的対応、それから物価調整減税、それから資産の目減りというやうな問題について、当面必要性を認めていただいたわけでございます。

その第二番にございませう税制に關しましては、主として控除の引き上げ等に伴う課税最低限の引き上げというのを、所得税について御意見をちょうだいいたしました。

資産保有の関係につきましては、当面の問題としてまだ十分の詰めがございませんで、特段の御意見はちょうだいしておりません。

○荒木委員 昨年の十一月二十七日に出されました、いま企画庁の課長が言われた生活審議会の総合部会の報告がありますが、これによりますと、「物価上昇の中では、高所得層における税負担は当面むしろ高められることが必要である。」これは所得という面であつておられますけれども、同時に、資産所得優遇措置については逆進的效果をもたらしていると思われ、抜本的に改正、是正の必要がある、また富裕税の創設を検討する必要も生じてくると思われ、こういうことを言っているわけですから、そういう点から見ますと、企画庁に重ねて伺いたいのですが、高所得者、高額資産家にこそ税負担を高めるような措置をとるべしということが、生活審議会総合部会での考え方の方ではないのでしょうか。

つまり、多いところ、高いところ、それから低いところ、小さいところ、これを分けて、どっちに重点をかけるかという点から言えば、国民生活審議会総合部会の意見の大筋としては、高いところ、大きいところを把握すべしというのが報告の大筋ではないかと思いますが、いかがですか。

○降矢説明員 御説明にとどまる以上、ちょっと申し上げにくいと思いますが、審議会におきまして意見が交わされました段階では、不公正は正という趣旨から取り上げる、こういうことではございしましたので、インフレに伴う負担を受けておる者の改善と、一方で条件のいいところの負担を増大するということを全体の中で見直す必要があるということとは、大まかな考え方として前提にあつたかと思ひます。

しかし、問題の緊急性というところにしほつて、とりあえず今回中間的に御審議いただく、こういうことになりましたものですから、いまのようないふ点が余り具体的に詰められないということにとどまつたわけでございます。

○荒木委員 わかりました。

それでは、企画庁としての、いまの到達点での考えをひとつ伺いたいのですが、国民生活を守る、物価に対する所管庁として、私がいま言いました大きいところや高いところ、このところはひとつぎゅつと抑えていこう、小さいところ、弱いところ、これはひとつ税負担を軽減していこう、こういうふうな考え方は企画庁としては支持されるかどうか、この点はいかがですか。

○降矢説明員 私は本日説明員として参りましたので、意見にかかわる点は多少差し控へさせていただきますが、今回も審議会で、分配のひずみの方は是正を図ることの緊急性という御意見をちょうだいできるというふうな機会があつたわけでございますので、そういう趣旨については、まさにその趣旨を受けてやるといふ姿勢のためにその御審議を願つた、こういうことかと思ひます。

○荒木委員 そこで、その審議の趣旨を説明していただきたいのです。審議の趣旨というのは、そういう異常なインフレ下であつて、ひずみは正のためには、こういう高額のふくれ上がったところ、これを抑えよう、そうして不公正は正のため、落ち込んでおる弱いところ、低いところ、これを高めよう、これが審議の趣旨ではなかつたのですか。これからの政策とか展望じゃなくて、いままで行われた、企画庁が関与したその生活審議会の審議の趣旨はそういうものであつたかどうか、これを説明していただきたい。大筋だけでいいです。

○降矢説明員 どこまで具体的に結論を出すかというところを別にいたしますと、趣旨はそういうこととでございます。

○荒木委員 説明員としてお見えいただきましたので、それ以上の判断は無理かと思うのですが、そういういたしますと、大蔵省当局にもこれは実務的な説明を伺つたのでは政策論議としては進まない。事は皆さんがいまお出しになっておりますこの改正案が、いろいろ御説明はありましたけれども、結果として、課税最低限で言えば勤労者の中

の最高のところにのみメリットが及ぶ、あとは変わらない。大体相続税なんというものはそういうものだ、局長はそう言われた、そうですね。

とりわけ今回の分では、配偶者の三分の一控除については頭打ちがはずされていくから、たとえば皆さんの方で計算をしていただいた、仮に相続の遺産額が十億円の場合、これは現行によりますと、配偶者の場合は一億七千四百五十万円税金を払わなければならぬ。ところが、今度の改正案ではこれがゼロになるというところから、これは比率から言えば、ゼロだから非常に大きい進歩かと思ひますけれども、十億の場合に、配偶者の場合一億七千四百五十万円がゼロになるというのは非常に大きな減税ではないでしょうか。

そうだとしますと、企画庁の方の説明によれば、詳しい論議は別ですが、大筋としては、大きく持てるところ、そこはそういう方向で税負担を高めていく、そして小さく十分でないところはこれを向上させていこう、それこそ不公正は正なんだというところから見れば、今度の改正案は、企画庁で説明を受けた方向に沿つておるものなのか、あるいは方向として反しておるものなのか、それともどっちでもない中立的なものなのか、やはり政策論議としてはそういう問題が起つてこようかと思ひます。

これはちょっと局長に伺つてもあるいは無理かもしれませんが、いま企画庁の方で言われた、政府がその答申報告を尊重してやろうとおっしゃる大筋は、いま説明を受けたとおり。そしてまた不公正は正を大きな眼目としていまやろうとおっしゃつておることも間々言われておるとおり。だとしますと、政策選択として、技術的な細かい点は別にして、この法案がいまの政策課題なり、あるいは国民生活を守る上からの審議会の報告なりに、いままで伺つた説明では、沿わない面があるのではないかと。方向としては反していると言へる向きもあるのではないかと問題が起つてまいりま

すけれども、その点について、この問題を大蔵省内部で政治的に論議をされた経過があるかないか、これは結論じゃなくて、まず過去の事実として、法案提出前にこの論議がなされたかどうか、これをひとつ伺いたい。

○森(美)政府委員 妻の座優遇ということにつきまして、十分に検討いたしました。

○荒木委員 私が伺つたのは、大金持ちの妻の座も、それから額に汗して働いている勤労者の妻の座も同じように見ることができるといふことか。先ほどの企画庁の説明では、むしろそういった、国民生活を守る上において、階層区分を抜きにした妻の座こそ守るべしという論議の大筋ではなくて、むしろ持てる者、大きい者、強い者、そのところに税負担をと、こういう大筋だといひました。

いませつかくの御答弁をいただいたのですが、身分関係に着目しての答弁ではなくて、階層に着目しての答弁、企画庁から伺つておる説明の趣旨に沿つた答弁を重ねていただきたい、過去にその論議をされたかどうか。

○森(美)政府委員 過去において、これについて十分に討議をいたしましたつもりでございます。

○荒木委員 それでは伺ひますが、まず強い者といひますか、高額資産家の配偶者について実質的に税負担率が高くなつておるとおっしゃるのでしょうか。それともそれは低くなつておりますか。

○中橋政府委員 今回の改正によりまして、配偶者の負担は軽くなつております。

○荒木委員 局長、何べんも言っているのですから、少しは質問の進んでいった到達点で答えてください。配偶者一般について聞いておるのじゃないのです。高額資産家の配偶者の負担率はどうかと、こゝろ聞いたんですよ、たとえば十億円とさつき言つたでしょう。

○中橋政府委員 高額資産につきましての配偶者の相続税負担額は、階層が上になるほど大きくなりまして、今回の改正で、三分の一の相続をい

たしました場合にはゼロになりますから、その軽減額は大きいです。

○荒木委員 そうしますと、軽減額の度合いは、たとえば五千万円の場合と一億円の場合とそれから十億円の場合と、もちろんこれはいまの構造が前提ですから、資産総額がふえていくに従って軽減額はうんと逆放物線状にふえますね、ゼロになるのだから、そのとおりでしょう。

○中橋政府委員 配偶者が三分の一を相続いたします限りにおいてはゼロになりますから、現行法において負担すべき相続税額がゼロになるわけでございます。

○荒木委員 そうしますと、この配偶者の中で一〇〇％といましようか、まるまる軽減を受けておる、これ以上はないという軽減を受ける配偶者の属する課税階級区分がどの層であるか。

つまり一例を申し上げますと、さっき一億円と十億円と言いましたけれども、たとえば五億円以上の課税階級区分で配偶者が含まれておる、そういう相続人の人数構成比は、相続人の中で配偶者が財産を取得している者の総数の何％ぐらいになりますか。

○中橋政府委員 現在の相続税の制度の中におきましても、配偶者が相続いたしました場合の特典というのがございます。それによりまして、配偶者の特典を受けました者は、法定相続人のうちで、被相続人ごとに考えてみますと、平均しまして六五％は有配偶でございます。

○荒木委員 どうもあつちの返事をしてもらったら困るんですよ。私が聞きましたのは五億円と、こう言ったでしょう。聞いておることをよく伺ってほしいんですよ。五億円以上は、皆さんのお出しになった、昨年の十一月にいただいた資料によれば、配偶者で財産を取得している者の数は十七人でありまして。そのときの総数は三千四百七人です。〇・五％です。

政務次官、つまり〇・五％、これは五億円以上ということでは限ったのですけれども、軽減率もうんと大きい。もちろん軽減額総額もうんと高

い。しかも、人数の構成比は相続に縁のあるうちで一握りだ。そこところが今度の恩恵を十分受ける結果になる。これは先ほどの生活審議会の報告の大筋あるいは不正の是正を図ると言っているらっしゃる皆さんのためですね、この点に照らして検討したと、こうおっしゃるのですが、私は、考えますと、どうもいままでの結果は趣旨に沿っていないように思います。だってそうなんですから、言っている意味はおわかりでしょう。ですから、その点について、いま私が申し上げておる点を検討されておるなら、ひとつ御答弁をいただきたい。

○森美政府委員 先ほど申し上げましたように、妻の座から見ても検討したので、いま荒木委員のおっしゃっておることとちよつと私の答弁と違ひもありませんが、そういう意味です。

○荒木委員 いま政務次官から伺いますと、つまり妻の座あるいは直系卑属の座、身分関係の点から検討された、私が申し上げておるような生活審議会なりあるいはいまの内閣の課題という点からの検討は、その中には含まれていないように伺いました。そうだとしますと、こういう私が申し上げておるような趣旨の検討は必要ないとお考えでしょう。それともそういう点の検討も必要だといふふうにお思いになりますか。これは政務次官に伺いたいのです。

○森美政府委員 いまの御質問は、所得税についての御見解と思ひますが……

○荒木委員 いや、相続税ですよ。ずっと伺ってきたのは相続税ですから。

○森美政府委員 いろいろその点につきましては検討しておるつもりでございます。

○荒木委員 しかし、先ほど次官は妻の座という観点から検討した、こう御答弁になりました。それと、しかも妻の座から検討されて、特にメリットがあるのは今回は相続税の問題ですよ。しかもいまは相続税を論議しているのですから、だとして、企画庁の方の言われた趣旨が、所得であるか資産重点であるか、これは細かい点

は伺っていないのです。ところが、大筋として、持てる者、強い者、大きい者、こういうことで伺っておるわけですよ。そしてまた、生活審議会の論は一応おくとしても、不正は正というのはいさおっしゃっているわけでしょう。だとすれば、この相続税の改正に当たって単に妻の座という身分関係からだけ検討するのではなくて、やはり社会的な不正、公正という点にかかわる階級区分、こういう点の検討が当然要るのではないかと、私はこう申し上げておるわけですよ。

次官はその点については、妻の座という点から検討してきた、こうお答えになりましたので、そこで、それがいいとか悪いとかは言っていないのです。そうだとすれば、なおこの階級的な区分の上から、不正の是正あるいはより公正を図っていくという点からの検討が必要だということはお認めになると思うのです。そこで、そういうふうな検討を今後なさるおつもりがあるかどうか、これは政治的な御答弁として伺っておきたいのです。

○森美政府委員 今回のこの改正は、あくまで妻の座について考えたものでございますので、そういう意味でひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○荒木委員 それは了解しているのです。私はそれは了解していないとは言っていない。それは了解しているのです。ただ一口に妻の座と言つても、いまのように階級区分があつて、結果が違ふと言ひます。これはお認めになっておるのです。先ほどの質問で伺つたとおり。だとすれば、その階層間の受益の程度がより開くような結果になる、これは不正の是正という点からみれば、むしろ沿わないというふうに常識的に考えられる向きがある。だから、この点の検討が、いままで妻の座という点からの検討だとおっしゃるか、これも必要じゃないか、こう言っているわけですよ。そんなものは要らぬ、こう言われますか。

(中橋政府委員「委員長」と呼ぶ) これは政策判断だからひとつ政務次官から伺いたい。局長

じゃないです。いままでの実務的なことを伺っているわけではない。政治判断として、この点の検討が要るか要らぬかということをお伺ひしている。

○森美政府委員 今回のこの改正につきましては、同世帯の妻あるいは妻の座、こういうような問題で改正いたしましたので、その点御了承いただきたいと思ひます。

○荒木委員 ですから、それは承知しておるのです。もう十分承知しておるのです。ただそれと、この階級区分による結果がむしろ高額所得者に有利になっているという点とは、観点が違ひてはありませんか。そこで、その点の検討が三木内閣として要らぬとおっしゃるのか、それともそれは要る。これから場合によつてはそれもある。要ると思ひます。要らぬとお考えか。この政治判断を伺つておるのです。

○森美政府委員 今回のこの改正につきましては、あくまで妻の座を優遇する、こういう見地から改正案を出したのでございますので、ひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○荒木委員 去年でしたか、所得税法の改正のときに、給与所得控除の頭打ちの取っ払いがありましたね、青天井。あれで外に出て働いている高額給与所得者が頭打ちがなくなつたわけですから、ずっと減税効果を受ける。今度は高額資産家の配偶者の方が、これでもってぐつと受ける。去年もことしも、どうも高額所得者、高額資産家の方に減税効果が多いような法案を出してみえておる。私は言葉の常識的な意味として、不正の是正を図るということは、むしろアンバランスのギャップが開いていくのを是正する、狭めていくことだろうと思ひます。細かい論議は別にしておしやる、それはそれでいいのです。しかし、いままさに政治課題としてこういうことを皆さんは言っているのだから、だとしたら、この法案についてもそういう観点からの検討が、いまか、過去にしたか、先か、それは別です、そういう観点の検討が要るのではありませんか、こう言つてい

るんです。

ですから、妻の座という考慮から出したということとは了解しましたから、その点の答弁は要りません。いま言っておる観点からの検討を必要と考えられておるかどうか、返事してください。裏側の返事じゃなく、聞いている表の答弁をお願いしたいのです。

○森美政府委員 おっしゃること、よくわかりませんが、今回の妻の座を優遇することにつきましては、いま荒木委員のおっしゃったようなこと、これを乗り越えましてより優遇した、こう考えておるわけでございます。

○荒木委員 いま答弁で二つのことをおっしゃっていただいたんですが、一つは、よくわかりませんが、こうおっしゃっていただいた。つまり私の申し上げておる、不公正の是正という観点からすれば検討が必要だということは、それなりに次官もお認めになると思うんです。

問題は、しかし今回は妻の座という点から検討しておるので、それを乗り越えたとおっしゃる。乗り越えたとはいま次官が言われた意味は、不公正是正をこれで解決をしつつある、つまり、このことも含んでギャップが開いていくのを縮めている点があるということをおっしゃっている意味なのか、それともまさに文字どおり、その検討はひとまずおいて、その上を飛び越して今回妻の座ということで出したんだというふうにおっしゃる意味なのか、乗り越えてと言われる意味はそのどちらであるか、お答え願いたい。

○森(美)政府委員 妻の座を優遇することについてでございます。

○荒木委員 不公正の是正を図るという点は、これはこの中に含まれたんですか。それは飛び越したんですか。(中橋政府委員「委員長」と呼ぶ)

これは政治判断で、しかも次官自身がおっしゃった言葉で伺っているんです。あなたの答弁について伺っているんじゃないのです。局長の答弁は遠慮してください。あなたのおっしゃったことについてなら幾らでも答弁を伺いますよ。し

かし、これは次官が乗り越えたとされているんだから。

○森美政府委員 今回のこの改正につきましては、先ほどから言っておりますように、妻の座を優遇するという立場をとってやったものでございまして、その点であるいは妻に税金がかからなくなるといような現象も生じたんだと思いますが、なおこの問題について、ひとつ局長から詳しく答弁させていただきたいと思います。

○中橋政府委員 いま荒木委員が言っておられますのは、むしろ階層といいますが、資産の大小について非常に着目されて言っておられますが、今回の妻の相続につきましても改正は、先ほど来政務次官からお話がございますように、妻の座に対する、あるいは妻の相続についてどう評価を加えるかということで、従来のいろいろな批判にもまたこたえたものでございます。

従来は、妻の相続につきまして相当の相続税がかかるということはおかしいではないか、妻は相当の寄与をしたではないか、あるいは妻は被相続人と同じ世帯ではないかというふうなことから、従来のような課税が起ることについてむしろ批判があったわけでございます。それについて荒木委員の、それは当然のことではないか、高額の資産家については妻の相続といえども課税すべきであるという立場は、それはあり得ると思えます。しかしまた一方において、それはおかしいではないかという意見もあったわけでございます。

私どもはむしろ今回の改正は、妻の座というもののについてより重点を置きまして、妻の相続といえますのは、一つには妻が夫の財産獲得についても相当の寄与をしたではないかということ、あるいは妻への相続といふことは同世帯内における財産の移動ではないか、妻、未亡人からその次の相続人への相続においてはまた課税が行われるではないかというふうなことをより重く考えまして、妻の相続というもののについて今回のような改正に踏み切ったわけでございます。

したがって、おっしゃいますように、相続財産の大小という観点に非常に重点を置かれれば、これは不公正を助長するものというふうには言われませんが、また従来のように、妻の座を優遇していないではないか、その点がむしろ公正を欠くではないかというふうな観点から批判をせられた向きにについては、今回の改正というものはよりその方向へ進んだ、公正を強めたというふうになるわけでございます。私どもはこれが非常に不公正を助長するものであるとは考えないわけでありまして。

○荒木委員 局長の説明でかなり皆さんのお考えがわかってきました。つまり皆さんの考えでは、同じ世帯の中で相続人の位置、直系卑属相続である、あるいは直系尊属の相続である、兄弟姉妹相続である、配偶者相続である、つまり世帯内の相続の公正問題を非常に重視していらっしゃる。私は社会全体を見まして、なるほど一家の中で配偶者の貢献度を評価すれば、この論があることは十分承知しておりますし、それなりの意味があると思えます。

しかし、いま社会全体を見ますときに、両極の分化現象というものが論議をされ、インフレのメリットを受ける層とインフレの被害を受ける層と、社会的には階層間の公正問題というものがございまして、それらに重要な問題だというふうに論議されておりますときに、いま出そうとする相続税の改正案について、私は妻の座の確保を図ることがいかにぬとかどうかという一言も言っていない。皆さんがしきりに強調して、これこそ第一にうんと強調していらっしゃる点を否定する趣旨の発言は一言もしないのです。しかし、それと同時にいいますか、それとあわせて申しましようか、あるいはそれと並んで、この問題もきわめて重要なことではあるまいかと、階層間の不公正是正の問題を出しているわけです。

そして、その問題について次官は、乗り越えておっしゃったから、乗り越えたとというのが検討しなかったという意味なのか、あるいはあわせて

解決したという意味なのか、答弁の意味を伺ったのです。いまの局長の答弁では、私のお尋ねしておることの答弁には一つもなっていないし、また次官のお考えになっている趣旨を局長が御説明なさるといふのも、これはいかに能力のすぐれた局長であられても無理な面もありますから、次官に重ねてお尋ねしたいのですが、私はこういう点の検討も必要だと思うのです。

それは、いろんな予算委員会の論議、本会議での御答弁を伺っております。内閣の基本的な方針として、階層間の不公正是正を全く捨象するといふような趣旨ではなからうと思っておったのですが、しかし、いまのように繰り返してその答弁を避けて、妻の座の座、家庭内のこと、こころだけというふうな余り答弁を繰り返されまして、おっしゃっておるところの社会的公正是正というものは、実はちよっと聞けば社会的な階層の不公正是正につながるようでありながら、実際になさることの重点は、しかも家庭内のことに限るんではないか、こういうふうな思わざるを得ぬのです。

それともう一つは、一口に配偶者の立場、妻の座と言いましても、妻の中にもまた階層間の区別があるわけですね。大資産家の配偶者と勤労者の配偶者、これを同列視して同じく三分の一というふうな、減税効果がうんと違うような扱いが果たして配偶者の立場を考えた場合に真の不公正の是正になり得るかどうか、この論議もあると思えます。しかし、これは妻の座といふことの中に入っていないから、それは一応おきましよう。

ですから、皆さんがお触れにならなかった点の検討が私は必要だと思います。そして、皆さんにもそれはしていただきたいと思えますから、答弁が余り同じことの繰り返しになっていただきたいたいです。次官にはつきりおっしゃっていただきたいのですが、そういう私が言っておる方向でやばりこの改正問題も考えるといふことをひとつ言っていたら、この論議はおいに次に移りたいと思えます。しかし、もしそれはもう触れぬとおっしゃ

るんなら、これは内閣が言っておられる基本的な課題にかかわることですから、これは何時間でもやらせてもらいます。

○森(美)政府委員 おっしゃることにしても検討しまして、繰り返しつくく申し上げますが、今回の妻の座について改正をしたわけでございますので、その点もひとつお聞き取りいただきたい、こう考えております。

○荒木委員 そうすると、これは検討したとおっしゃるのです。ちょっと先ほどの御答弁とニュアンスが違うのですが、先ほどはまず最初全然お触れにならなかった、次は乗り越えてとおっしゃった、今度ははつきり検討したとおっしゃった。検討済みでありますか。

○森(美)政府委員 十分に検討しております。

○荒木委員 今度は十分にということになりましたが、言葉の端々にこだわるわけではないのですが、しかし、そうしますと、階層間の格差が縮まっておるといふ点は改正案の中のどの点でしようか。いま次官が十分検討したとおっしゃった。それでは、私が申し上げておるのは階層間の問題として申し上げておるのです。それを検討したとおっしゃったんだから、その縮まった点は結果としてどの点でございますか。

○森(美)政府委員 そういふ問題を検討いたしました、今回は妻の座についての改正をしたわけでございます。

○荒木委員 不公正という問題については、世帯内の不公正もあれば社会的な階層間の不公正もあるというところは、さつき繰り返し申し上げたとおりです。私が言っておるのは世帯内の問題ではなくて階層間、この点を問題にしているわけです。

いま妻の座の世帯内のことについては、それ自身もいろいろありますけれども、これは一応おきましようと言つてのけたわけです。質問は範囲を限つたわけです。この範囲について検討したとおっしゃるから、それではどこですかと聞けば、お聞きしていない妻の座と、こういうふうにお答えになった。これでは質問についてははつきりお答

えただいていいるというふうには私には考えられないのです。

それとも、次官の方で御答弁がいまのようなことで繰り返されるなら、委員長、これは御相談でありますけれども、この点は大臣においでいただいて、基本的な内閣の課題にかかわる改正案の問題点でありますから、この点の質問は留保させていただきます、大臣御出席のときにこの質疑を進めたいと思います。

○上村委員長 留保していただいてよろしゅうございます。

○荒木委員 それでは委員長から質問の留保ということでお許しをいただきましたから、この点は一応ここでおかししていただきます。

第二の点でございますけれども、いま、相続税を課税するに当たって、課税財産の評価ということが世間では大変問題になっております。特にインフレ、物価高による値上りのひどい土地の評価について問題になっておるわけですが、いま、法律をずっと見渡してみますと、こういった土地の評価については、さまざまな法律にさまざまな規定があります。

そこで、大蔵省の御意見を伺う前に、自治省がお見えと申しますから、地方税法における固定資産の評価、なにかんずく土地の評価ですね、これがどういふ基準によつてやられておるかということ、大筋だけで結構ですから、ひとつ簡単に御答弁願いたいと思います。

○川俣説明員 固定資産税につきましては評価方法、特に土地についてというお尋ねでございますが、地方税法の三百八十八条におきまして、自治大臣は、固定資産の評価の基準、評価の実施の方法及びその手続を定めることとされております。いわゆる固定資産評価基準を自治大臣が定めております。それで、市町村長が具体的に市町村内の固定資産につきまして評価をするに当たりましては、地方税法四百三条の規定によりまして、市町村長が、自治大臣が示した評価基準によつて固定資産の価格を決定しなければならぬということ

とに相なっております。このように、評価基準に従ひまして市町村長が評価を行うということによりまして市町村間の評価の均衡を図るということに相なっております。

具体的土地の評価につきましては、地目別の評価方法を固定資産評価基準において示しておるところでございますけれども、そのうち宅地については、例として申し上げますと、宅地につきましては、市街地宅地評価法それからその他の宅地評価法がございまして、市街地宅地評価法は、主として市街地の形態を形成している地域の宅地を評価する方法でございます。その他の宅地評価方法は、市街地の形態を形成するに至らない地域の宅地についての評価法でございます。

市街地宅地評価法につきましては、まずその市街地内を用途地区に区分をいたしまして、たとえば商業地区でございますとか住宅地区、あるいは工業地区等に分類をいたします。それで、その用途地区内におきまして、主要な街路に沿つておるところの標準的な宅地を選定をいたします。その標準宅地につきまして付近の土地の売買実例価額から適正な評価額を求めまして、そしてその主要な路線について路線価を付設いたします。市街地の宅地内のすべての土地について、路線価について路線価を付設をして、その路線価を基礎として、それぞれの各筆の宅地を評価するという方法でございます。

その他の宅地評価法を適用すべき地域につきましては、状況類似地区というものを設定いたします。そして、その他の宅地を区分いたします。それで、状況類似地区ごとに標準宅地を選定し、以下は先ほど申し上げましたと同様の方法で、その標準宅地についての適正な評価額を付近の売買実例価額から算定をする。そうやって求めました標準宅地についての評価額に比率をいたしまして、状況類似地区内の各筆の宅地の評価をいたすということでございます。

その他、農地あるいは山林等々、それぞれ売買実例価額を基礎といたす評価方法を固定資産評価

基準において定めておるところでございます。

○荒木委員 評価の大筋を伺いましたが、法律的な規定があり、それを受けて先ほどお話しした大臣の基準が設定され、それに基づいて評点一点当たりの価額の指定があり、さらに指示平均価額が大臣から指示をされて、それに基づいて評価が各市町村の審議会の議を経て決められている、こういう大筋だと思つております。

自治省の方では、現在の全国市町村の決めておるこの評価額が法律の言う適正な評価の要件を全体として満たしているかどうか、大臣の基準に適合しているかどうか。個々はいろいろありましようけれども、全体として、その点についてはどういふふうに見ておられますか。

○川俣説明員 各市町村ごとの評価の均衡がとれておるかどうかという点が問題であらうかと思つておりますが、その点につきましては、先ほど御指摘のありましたように、指定市町村の宅地でございますと、指定市町村の基準値につきまして評価替えの際に価額を指示いたします。さらにはその指定市町村の土地の評価全体につきまして総評価見込み額を出しまして、それについて平均価額を指示するという仕組みで、評価の均衡をとるということに相なっております。

それで、固定資産税の課税標準は価格でございます。価格につきましては、適正な時価ということに法律上なっております。適正な時価というございまして、いわゆるその適正な時価、仮にこれを売買実例価額というふうに考えますならば、それと比較いたしまして現在の固定資産税における土地の評価の水準がどの程度になつておるかということになります。それはやはり、ここ十数年来非常に地価が高騰してまいつておるといふような状況もございまして、税負担を伴つておるこの固定資産税の評価といたしましては、その時価に追いつかないという事情があるわけでございます。

四十八年度の場合で申し上げますと、地価公示

価格のある地点について比較をいたしますと、大
体平均して四割レベルでございます。これが市町
村それぞれのところにおおよそ四割程度に
なっておりますことであらば、これは評価の均
衡がとれておるわけで、そういう意味で固定資産
税としては均衡のとれた評価になっておるのでは
なからうかというふうに考えております。

○荒木委員 自治省からお見えただいておるの
は固定資産税課長さんでしょうか。政治判断を伺っ
ているのじゃなくて、いまの行政執行が法律に適
合しているかどうか、これを聞いていますか。

そうすると、地方税法のたてまえでは適正時価
でしょう。適正時価とは何か、それは大臣が決め
ているのでしょうか。あなたが決められている
のですか。大臣が決めておられるのは基準告示で
しょう。それに従って市町村がやっていますか。
もし大臣の基準に反しておれば、皆さん
はそのまま放置しますか。是正をするんじゃない
ですか、監督権があるから。

私が聞いているのは、法律で適正時価と決まっ
ている、それに従って大臣が基準を決めている、
その決めた基準に従って市町村が執行しているか
どうかというのを聞いています。あなたが
考えておられる法律の解釈が、適正時価とは売買
実例である、大臣にかわってあなたがそういうこ
とをお決めになって、それに照らしてどうかとい
うことを聞いているんじゃないんです。いまの法
律と、それに従った大臣の告示と、そしてそれ
に伴う市町村の執行が全体として違法、不当な状態
なのか、全体として法律と大臣の決めた基準の趣
旨に沿っているのか、それを伺っているのです。

○川俣税務長 市町村の評価の実態は、自治大臣
が定めました固定資産評価基準に従いまして適正
に行われているというふうに思っております。

○荒木委員 いま説明員の課長さんから伺い
ますと、現在の執行状態が法律に従った適正な手続で
やられており、法律の言うところの適正な時価とい
う状態に適合している、こう伺ったわけであり

ますが、そこで、大蔵省に伺いますが、相続税の
場合の土地の評価、いま適正時価について、自治
省が考えておるやり方によって現に固定資産評価
が行われている、これは法律にいう適正評価であ
る、こういう説明を伺ったわけですか。皆さんはそ
れと同じ評価のやり方をしているのでしょうか。宅
地といわず農地といわず、いろいろあります。そ
れともそれと違ったやり方をしているのでしょうか。
か、この点をまずお伺いしたいと思います。(横
井政府委員「委員長」と呼ぶ)

いま大蔵省に伺ったのですけど、執行段階より
まず法制上の問題として伺いたいと思っております
で、法制上、評価についてはそれと同じやり方の
法制度をとっていらっしゃるか、それとも違った
やり方なのか、この点をまず言うてください。執
行の問題は後で伺います。

○中橋政府委員 相続税法によりまして、評価の
原則は相続財産の取得のときにおける時価でござ
いますから、その時価ということになります。

○荒木委員 局長の答弁がありましたから重ねて
伺っておりますが、いま局長のおっしゃったのは
時価ということですが、これは適正な時価、こう
いう意味でしょうか。

○中橋政府委員 そのとおりでございます。

○荒木委員 それでは、執行段階の方で国税庁に
伺いますが、いま局長が答弁されたところで、実
際にやっております方式と結果が固定資産税
評価額と同じであるかどうか、その点をまず言っ
てください。

○横井政府委員 結果からいたしますと、固定資
産税、評価額に比べて相対評価額が高いとい
うのが現状でございます。

○荒木委員 結果として高くなっておるプロセス
はいろいろあるかと思っておりますけれども、大別し
てどういうやり方で結果として高くなるように
なっておりますのか、大筋のところだけ言うてくだ
さい。

○横井政府委員 ただいま自治省の御説明を伺っ
ておりますと、売買実例、精通者意見価格等を参

考にしておやりになっておることでございます
ます。私どもの方も同様、売買実例価格それか
ら精通者意見価格に基づきまして検討して決めて
おるわけでございますが、その精通者意見価格あ
るいは売買実例価格のとり方によりまして変わっ
てきておるのじゃないか、かように考えます。

○荒木委員 皆さんの方では相続税財産評価に関
する基本通達というのを示していらっしゃるの
でしょう。これによれば、土地を幾つかに分類して
いますけれども、固定資産税評価に対する倍率方
式、それから別途路線化方式、こういう大筋の評
価方式をとっていらっしゃるようですが、そう
じゃないですか。

○横井政府委員 御指摘のように、市街地につ
きましては原則として路線化方式、その他の土地に
つきましては固定資産税評価に対する倍率方式を
とっておるわけでございます。いずれの場合にお
きまして、売買実例価格、精通者意見価格、こ
れに基づきまして算定をいたしておりますので、法
律にございまして時に時価ということございま
す。

通達には、御承知のように、いわゆる不特定多
数の間で成立する自由な価格という表現をいたし
てございます。私どもはそのような過程で成立す
る価格を実例としてとっているわけでございま
すが、御承知のように、土地の売買価格の形成に
つきましては、上場株式のような自由な自由な
取引市場がない、こういう実情でございます。そ
ういうことから、土地の売買価格についてはある
程度幅があるということが実情でございます。そ
れからまた、相続税納付のために相続財産を売却
しなければいけないという場合も例外的にあるわ
けでございます。そういうことからいたしまして
私どもはいわゆる売買実例等から出てまいり
ます仲値の七〇％をかけた目の時価であるというふ
うなことにいたしました運用いたしておる、こう
いう実情でございます。

○荒木委員 時間が余りありませんので、お尋ね
したことをまずおっしゃっていただきたいので

す。聞いたのは、路線化方式と倍率方式というの
をとっていらっしゃるのではないですか、こう聞
いたのですからね。さっきの御説明だとそれは間
違いないですね。

そういたしますと、結果として法律で適正時価
ということを決め、それから大臣がその基準を示
し、自治省の担当官がそのとおりやられておりま
して固定資産税評価は適正であります、こう言っ
ているわけですね。皆さんの方では、同じ適正な時
価というが、主税局長の答弁にありますが、目的で、
結果として高くなっている。一体だれが認定して
高くしているのです。それを決めておるのはだれ
ですか。倍率を決定する権限はどこにあります
か。

○横井政府委員 評価のやり方につきましては国
税庁長官が定めておりますが、実際の決定は国税
局長がいたしておるわけでございます。

○荒木委員 そういたしますと、法律で決めて
おって、大臣が基準を決め、そのとおりやられて
おりますと言っておるものを、一介の国税局長が
勝手に変えるということができる根拠はどこにあ
るのでしょうか。法律ではどちらも同じ適正な時
価という目的でありながら、しかも片や、いま自
治省の答弁によれば、大臣基準でそのとおりやら
れており、結果は適正だ、こう言っておる。皆さ
んの方で出先の国税局長が勝手に倍率を決めるこ
とができる法律上の根拠はどこですか。

○横井政府委員 国税庁長官は大蔵大臣から委任
を受けて通達等を定め、国税局長は国税庁長官か
ら委任を受けておるわけでございまして、法律形
式的には何ら問題はない、かように考えます。

○荒木委員 いま部長のおっしゃったのは、一般
権限の根拠でしょう。一般的にはその旨の委任を
受けて出すことができる。内容はどうか、具
体的権限——それじゃ、一たん委任を受けさせ
ればどんなことでも国税庁長官は決められるわけ
ですか。これじゃ法律は要らないんじゃないです
か、税法は。一たび委任を受けるや否や、あなた
の説明によれば、委任を受けておるんだからそれ

で決められるとなれば、内容について一々法律で事細かく国会で論議をして決めても決まなくても同じことになりはしませんか。一般権限の上に、長官が通達を出すに当たって具体的な権限が要ることは、これは法理論の常識でしょう。

私が伺ったのは、法律で適正時価と決まり、大臣が基準を決め、そしてその結果適正にやられていると自治省が言っている、それを国税局長が変更できるという、国税局長のさじかげん次第——さじかげんは語弊があるが、国税局長の扱い一つでそいつを上げることができるといふ具体的な権限の文明上の根拠はどこか、こう聞いておる。

○横井政府委員 先ほど自治省から御説明がございましたのは、地方税法に基づきます取り扱ひの御説明かと思ひます。

私も、相続税法にございます時価というものを適正に執行するというので、大臣から長官、局長ということで適正な時価を判定して執行してあるということでございます。

○荒木委員 そうすると、同じ内閣のもので適正な時価ということについて違つた見解をとっている。あなたがおっしゃるその中身の論議はこの後へひとつおきましょ。

手続上の問題についてもう一つ聞きますが、そうすると、あなたがおっしゃる、長官が自治大臣の基準と違つた、あるいは地方税法の法文と違つた結果をもたらす通達が出る明文上の根拠は何という法律の何条かということをおきましょ。

これは執行段階で伺っているのです。法制上はまた後で伺いますから、そのときに答弁してください。

○横井政府委員 相続税法の二十二条に御承知の評価の原則がござります。これの執行につきましては税務署長が当たるわけでございますけれども、その上司といたしましては国税局長、長官、大臣と監督をいたしておるということでございます。

○荒木委員 そうしますと、地方税法に言う適正、相続税法に言う適正、これは違ふというものが国税庁の見解ですか。

○横井政府委員 これは大変むずかしい問題でございます。記憶に基づき発言で申しわけないのですが、前回の相続税法の改正の際に当たりましては適正時価というものの解釈なり運用につきましても、御議論がございました。当時のことでございますが、国税当局の方からは、相続税というのはいずれにせよ一回の課税である、固定資産税の方は年税であるということから、これが統一を図るということ、もつともなことでございまして、非常にむずかしいので、双方が食い違つたまま今日に至つておるということをお説明申し上げたような記憶がござります。

○荒木委員 どうも時間がなから、聞いておることをはつきり言つて下さい。そうすると、皆さんは、自治大臣が決めてやられているのは不適正だ、こう言うのですか。不適正だと言うのか言わないのか、これをひとつ答弁してください。

○横井政府委員 適正か不適正かという判断を私どもができるわけのものではないと思ひますが、それぞれ法の目的あるいは評価の目的、課税の目的が違つておるといふことからそのようなことになつておるんじゃないだろうか、かように考えております。

○荒木委員 もう少しはつきり答弁していただきたいのです。国税庁として来ていただいているのですから。

なるほど課税目的は違ふでしょう。しかし、課税目的が違ふば、だから税率が違ふし、それから控除方式が違ふし、課税の手続が違つておるといふのは一つでいいでしょう。適正に評価するにニュアンスがいろいろあつて、完全適正、不完全適正、そういうふうなことを考えていらつしやるのかどうかということをおきましょ。

かどうかです。

○横井政府委員 他省のことは批判いたしませんわけでございますが、私どもは私どもの評価が適正である、かように考えております。

○荒木委員 ここで主税局長にひとつ伺つておきますが、適正な評価といふことをとれば——あとの課税手続だとか課税効果だとか、これはいろいろあります。だつて法律が違ふばみんな違ふのだから、しかし、同じ対象の物件について適正に評価をしようといふことについて、自治省と見解が違ふと考へておられますか、適正を追求するといふ点では同じだと思われませんか、どつちですか。

○中橋政府委員 とともに適正な時価を追求いたしておりますのですが、自治省の評価基準によりまして各市町村の段階における評価について、私どもはそれがいかなる水準にあるか承知いたしております。ただし、国税庁がやっております個々の税務署におきましてその評価は、適正であると思つております。

○荒木委員 それは少しおかしいじゃないですか。倍率方式をとつておると執行当局は言つたのでしょ。倍率方式をとつておるといふことは、もとに固定資産税の評価があるのですよ、土台が。土台の上に何倍かの倍率を掛けるのでしょ。土台がどういふことをやつておるか、適正であるかどうか知らずして、倍率だけ掛けてどうして結果が適正と言へるのですか。だつて、被乗数が適正でなくして、結果出てきた答えがどうして適正になるのですか。いまの答弁は少し不見識じゃないですか。

被乗数、つまり固定資産税の評価が適正であるかどうかからいふ、こうおっしゃる。もともとわからなくて、その結果出てきた答えだけが適正だといふ結論は、私は論理的にはうなずけないのです。

○中橋政府委員 固定資産税の評価は、御承知のように、三年ごとでございます。あるいは農地の評価は昭和三十九年から据え置きでございます。したがつて、最近時点におきまして実際の時価を反

映してない場合もあるかと思ひます。そういうものを私どもの方は毎年毎年実例によりましてポイント、ポイントの評価をいたしまして、それを今度はその当該地点の固定資産税の評価額で割るわけでございますから、倍率として出てくるわけでございます。したがつて、私どもの評価はむしろ各固定資産税の評価額をもとにしましてやつておるのではありまして、毎年毎年における評価をやつてみまして、それをその地点におきましてその固定資産税の評価額で割つて倍率をきめておるわけでございますので、私どもの評価としましては、それぞれの時点時点における評価、地点地点における評価というものは適正だといふふうに判断いたしております。

○荒木委員 そうしますと、皆さんがおっしゃつておる倍率というものは実は計算の一つの手順であつて、結局は自治省が基準を決めてやつておる、そして適正だ、こう言つておる固定資産税の評価と別建て方式でやつて、結果として高くなつておる、これは適正だ、こういうことですね、いままでの答弁を一通り達点で総括すれば。

いま局長は三年ごとだと言ひましたけれども、三年間据え置きの評価替えになつておるといふことはこれは別個の事由でして、同じ評価替えをした時点が統一をしてみたら違ふのですから、三年間据え置きになつておるといふ、そのいわば据え置きに伴う時価上昇の遅れの問題は一応おきましょ。評価が同じ時期になされた場合に結果が違ふ。相続税評価の方が高い。それでともに適正だと言つておる。

これは政務次官、大蔵省の政務次官としてお出になつておられますけれども、この各省各省で目的は同じ適正でしよ。これに異議はないのですよ。さつき局長も認められた。同じ目的を追求して、そしてやる作業は適正な評価という同じ作業です。同一目的で同一作業をやつて結果が違ふ。このことについて検討をなさる必要があると思ふのですが、政務次官、いかがですか。

○森(美)政府委員 この問題につきましては、過去においてもいろいろ食い違い、誤差がございますが、苦勞してやっておるわけでございますが、今後ともなるべく違ひのないように努力をしていきたいと思ひます。

○荒木委員 地方税法の方では固定資産の評価の審議会というのがありますね。相続税の方では現行法ではそういうのがあるのですか。改正案は別です、現行法ではあるのですか。

○中橋政府委員 そういふものはありません。

○荒木委員 私ども普通に考えますと、やはり関係者が審議会に寄られていろいろ審議をして、ある意味ではこれはオープンになる。手続上公正、適正ということがやはり近代法的に言へば担保されていく一つのプロセスではないかと思つて、相続税でそういうことをやらないでやっていると、だから手続面から言へば、どちらがより適正に近いのかというのを判断すれば、制度的にはやっている方が適正に近いというふうに普通は考えるでしょう。しかし、皆さんは、それにもかかわらず、われこそ適正なりとおっしゃる、片やこれが適正だとおっしゃる。いま統一のために努力すると次官おっしゃったのですが、この問題は四十六年の税制調査会の答申のときにも触れております。

これは政府委員の方に伺いたいのですが、四十六年答申でこの点についてはどういふふうな指摘をしておりますか。

○中橋政府委員 手元に四十六年の税制調査会の答申がございませんで、はっきりしたことを申せませんが、過去におきましては、実は昭和三十一年くらいに一度そういう議論がございまして、評価統一のための審議会を設けた経緯がございまして、それでかなり努力をいたしました。その後もうそういう観点から統一をしようじゃないか——実はもう一つ評価の問題がございまして、登記所におきましては登録税の評価というものがございまして、この三つは一体違つておつていいのかどうか。

いま荒木委員は同一目的でとおっしゃいました、が、そのところが非常に問題でございまして、必ずしも固定資産税の目的と相続税の目的とが、私は実は同一ではないと思ひます。これまた個人的な意見にわたりますから、そういう意見もございします。評価というものが常に一致するの、かといふ点、それから同じ税目につきましても、たとえば相続税の評価について、あるいは固定資産税の評価について本当に適正な評価を求めながら、またその権威者がやりながら、いろいろな価格が出てまいるわけでございます。いま御指摘の固定資産税につきましても、さういふ審議会があるのも、実はさういふところから、ほぼ中庸な価格を出さうというための手続でございします。

したがういふことになりまして、適正な価格と言へば一つであるかといふことになりまして、非常にむずかしい面をはらんでおるのでございます。実は昭和三十一年なり御指摘の四十六年、恐らくさういふ観点から評価の問題についてなおよく検討しようじゃないかといふ指摘があつたと思ひます。

○荒木委員 四十六年の答申では、いま局長の言われたこと以上に、納税者に不信感を与える、さういふことを指摘してあります。そして統一のために一層の検討をすべし、さう言つていふわけですが、四十六年から今日まで四年たつていますが、その間に統一のために努力されて、これだけ統一に近づきましたという、具体的に何う結果がございしますか。

○中橋政府委員 実は四十六年は、現在大分ポイントの数が多くなりました土地の地価の公示制度というものが発足しました機会に、先ほど言いました三つの税目につきましても、評価と、それから地価の公示制度の公示価格というものをできるだけ一本にしようではないかという議論が起つたことは確かでございます。

しかし、その後の実情を見ますと、現実に発足をした土地の公示制度におきましても公示価格と固定資産税の長年据え置きになつております価格、特に農地におきましては十数年来据え置き

になつております価格、それから三年据え置きになつております価格、それから相続税の価格といふのは、なかなか統一をするにつぎまして、一体どつちがどれに寄つていふたらいのかといふことで非常に議論があるところでございします。したがういふことで、御質問のように、実績としては出ておりません。

○荒木委員 いや、議論があるからこそ不信感が起り、統一の必要を答申で指摘してあるわけでしょう。成果がないといふことだつたら、あなただ、四年間見るべきことをしなかつたといふことになるんじゃないか。結局、結果としては税調の答申で指摘をし、国民の間で不信感がある、さう言つていふにかかわらず、是正の措置が四年間とられていない、さういふことでしょう。一昨年の相続税改正の機会もありました。それでは正措置がとられていない。これは政務次官、先ほど努力するといふ御答申がありましたけれども、結果として成果が出るような形で検討するといふことを、はつきりお約束いただけましたか。

○森(美)政府委員 検討いたします。

○荒木委員 それでは、いま言われたその答申がどういふふうな実を結ぶかといふことを十分私たちが注視をしていきたいと思つておりますが、問題は、これはどつちかへ近寄るというわけですから、どつちの方向へ統一をしていくかといふことです。

そこで伺ひをしますが、地方税法に定めておる固定資産の評価の方では、いま世上非常に問題になつておるインフレ効果に対する配慮、評価の点もあれば課税の点もあります。さういふふうな点で、評価上あるいは課税標準策定上、固定資産の評価、課税について配慮をしておるかどうかいふ効果を得るだけ少なくするといふ方向へしていかうかといふ点、大筋だけ自治省の方から伺ひたいと思ひます。

○川俣説明員 固定資産税の特に土地について申し上げますと、四十八年度が評価替えの年に当たつておまして、その際、制度改正といたしま

して住宅用地の負担を軽減する必要があるといふことで、住宅用地につきましては、評価額の二分の一の額を課税標準とするという措置をとつております。

さらに四十九年度におきましては、住民の日常生活に最小限必要であると考へられます二百平米の小規模住宅用地につきましてはさらに二分の一、つまり価格の四分の一の額を課税標準にするという措置をとつておるところでございます。

また、家屋につきましては、新築住宅につきまして一定期間、課税標準を価格の二分の一にするという軽減措置も講じておるところでございます。

○荒木委員 そういつたインフレによる地価の上昇が急激である、そこで課税の安定といふこともあつて、いま自治省の指摘のような配慮が地方税の固定資産評価、課税についてはなされておるわけですが、国税である相続税の評価、課税についてもさういふ配慮の検討をされるかどうか。

これは先ほど政務次官が総括的に検討するとおっしゃつたのですから、その中にさういふことを含めて検討されるかどうか、ひとつ御答申を伺ひたい。

○森(美)政府委員 自治省の評価に合わせることに必ずしも適正なものと私ども考へておりません。

○荒木委員 それはさうでしょう。だから、いま不統一が出ておるのです。だからこそ、いま国民に不信感が出ておるのじゃないですか。税調の答申はさういふことをはっきり指摘している。もし皆さんが国民の意向を大事だと思ひなら、この不信感解消のために努力することが政策上必要だと思へば、そのことはなおざりにはできないことではない。

現に次官、先ほど検討するとおっしゃつたのだから、その検討の中に当然この評価上、課税上の地方税法の配慮を統一するための検討も含められてしかるべしでしょう。ですから、検討された結果についてはまた伺ひます。しかし、そのことの

検討の必要性ということ、検討もしない前から否定をするということになれば、先ほどの御答弁の本旨ももう一度お聞きしなければならぬことになり、重ねて伺いましょう。

○森(美)政府委員 私先ほど検討と言いましたのは、私どもの方に寄せてくることを考えておるわけでございます。現状のままで、自治省の側ではなくて、私どもの側に割でも二割でも寄せてこよう、こういう検討をしよう、こういうことでございます。

○荒木委員 そうすると、皆さんは一步も譲らぬ、向こうのはうだけ寄ってこい、こういう検討ですか。その検討の中身をひとつはつきりしてください。あなたの方の方は寄るといつつもは全くないのか。

不統一を統一するために検討せよと税調が言っておるのは、常識的に考えれば、両方がいろいろ相談をして歩み寄りをする、こういうことでしょう、普通に言え、それを受けて検討することおっしゃるのに、自分の方は変えぬ、おまえの方が来るなら来いというのは、一体、統一のための正しい国民の立場に立った検討でしょうか。国民の不信感を解消する、そして、その国民の要望にたえてインフレ効果を除去するためにいろいろ配慮しておる——そうすると、皆さんはインフレ効果の除去なんというところは念頭にないのですか。そういうことではないでしょう、大臣の所信表明もおっしゃっておるのですから。

そうだとすれば、一般的に言っても、統一のための検討といえ、両方の歩み寄りだし、ましてや事の中身はインフレ効果による不正という状態、これは階層間もありましょう、あるいは時差的な問題もありましょう。それを統一するための問題ですから、まあ腹の中ではこっちへというお気持ち、双方にあるかもしれせん。しかし、やはり政策態度としておっしゃるなら、これはやはり両方の歩み寄りの検討ということになるのが当然だと思いますが、その点ひとつ明らかにしてください。

○森(美)政府委員 それは、相なるべくは私どもの方に寄せてきてもらいたい、こう考えておるわけでございます。

○荒木委員 それは皆さんの願望でしょう。私が言っておるのは、国民に向けての答弁を伺っておるのです。皆さんの省内のお気持ちはそうかもしれぬ。しかし、国民の立場を考え、自治省がそういう配慮をしておるということ、いまのインフレ被害を是正するという政策課題と照らし合わせて考えれば、やはり政策態度としては、その方向も含めて——願望は願望でありましょう。しかし、政策表明としては、両方の歩み寄りを図るよう統一のために努力するというのが筋じゃないでしょうか。

○森(美)政府委員 荒木委員のおっしゃるとおり、願望でございます。

○荒木委員 私は、先ほど来時間をかけて政務次官の願望を伺ったのじゃないのです。大臣がお見えにならないから、大蔵省としての政策態度を伺っておるのですよ。だとしたら——個人の願望はいろいろあります、それは省内の意見だとしていろいろあるのですから、そうではなくて、政策としておっしゃるならば、個人の願望はもう伺いました。もうそれはいいのです。はつきり政治的な態度としておっしゃっていただきたい。もし、そのことについて同じことをおっしゃるのなら、さつきと同じように、これはやはり大臣に伺わざるを得ない、私はこう思うのですけれども、その点、ひとつ立場を明確にして、個人の願望はのけて、個人の願望は委員会終了後伺います。それをばつきり、政策の方針として聞かせてください。

○森(美)政府委員 適正な時価という立場で私どもは努力をしたいと考えております。

○荒木委員 ですから、その立場の努力は自治省のやっておる具体的な措置を採用するかしないかを十分協議するという意味の検討でしょう。どうですか。

○森(美)政府委員 もちろんその検討はさせていただきます。

○荒木委員 それを伺いましたので、重ねてもう一言伺いたいのですが、自治省の方では一般的にインフレ除去というだけでなく、小規模の宅地所有者に特別な配慮をしておりませんか。簡単に答えてください。二百平米以下……

○川俣説明員 先ほどお答えいたしましたとおり、小規模住宅用地二百平米以下につきまして課税標準の特例がございまして、価格の四分の一にいたしております。

○荒木委員 そうすると政務次官、この点も小規模宅地の評価、課税について自治省がやっておる、この小規模向けの特別の措置ももちろん検討の対象にされますね。——次官に政治的な態度として伺っているのです。実務当局はちよっとおいてください、時間が無いのだから。後でまた伺いますから……

○森(美)政府委員 そういう配慮をしていきますと、ますます時価と離れていくような結果になるのじゃないかということをおもひながらおっしゃるわけでございます。

○荒木委員 それではしかし、問題は振り出しにまた戻りますよ。四十六年の税調の答申がさつきありました。インフレによる名目的価値の上昇について税負担が増加する、この現象に対して税調の答申はどう言っていますか。次官、御存じでしょう。このときは、そういうことのないように十分配慮検討すべし、こう言っているのですよ。そうすると、その被害を受けるのはやはり小規模の資産所有者、小規模の事業者、低所得者はそういう被害を受けやすいということを言っているわけですからね。だから、一般的に税額調整とか、あるいは課税上配慮しているということを検討するとおっしゃったのだから、そうだとしたら、そのうちの小規模の宅地分についてもあわせて検討するというのがこれは事の道理じゃないですか。いかがですか。

○中橋政府委員 ただいま言われましたように、インフレで仮に一般的に時価が上がっておるということになりますれば、それはまさに適正な時価

と言え、それをとらざるを得ないのであります。それを何らかの意味で配慮するという方法に、時価を下げる、評価を下げるということはおもひながらありましようけれども、それは適正な時価から離れていくということでもあります。言っておりますのは、そこで累進の効果をできるだけ排除するということであらば、また別のいろいろな政策配慮が別途措置としては可能なものでありまして、評価ということ、あるいは適正な時価を求めるということにつきましては、おっしゃいますようないろいろな配慮を入れれば入れるほど、一般的な適正な時価から遠ざかるわけでございます。それを私どもは憂えるわけでありまして、

○荒木委員 局長が答弁されますと、次元がまた違ってくるのですよ。だから、また論議が別のところ、今度は振り出しに戻る。

先ほど次官に伺ったのは、適正な時価ということから、自治省のやっておることの対比でいろいろ課税上、評価上の措置について検討すべしということ、それは検討なさるとおっしゃった。そこで私は、その中に小規模について扱いても、自治省のあれで入っているのだから、それも含めて検討されるというのが当然だろうというところで伺ったわけです。皆さんの願望と反する結果になっていくかもしれないのは、これは想像できますよ、だって、向こうに寄ってこいというふうな気持ちを持っていらつしやるということをお公然と言われたのだから。しかし、公式な政策意見としては、見解としては、両方歩み寄って話を決めよう、こうおっしゃったのだから、その中に小規模の問題も当然含まれるというのが論じやないですか。次官、その点だけひとつはつきりしてください。

○森(美)政府委員 政策的な評価をしていくということになりますと、先ほどから私どもが何遍も言っておりますようにだんだん時価と遠くなっていくということはおもひます。その点も御了承いただきたいと思います。

○荒木委員 事の結果と願望とを伺っているのじゃないのです。政策を聞いていますのです。次官、これはくだいでも、皆さんは時価だ時価とおっしゃるが、同じ適正な時価というところで、自治省の方ではいまこうやっていて、いろいろな配慮をしているというのでしょうか。そして皆さんの方では、そうではなくて、それはやらない。で、それを統一せい、こう言っている。それに対して、両方合わせる意味で統一しませうとさっき答弁されたでしょう。ですから、そのことの中に自治省で一環としてやっている小規模の問題も当然含まれるのじゃないか、こう言っているわけですから、この問題だけ別個だということになると、これは質的に違うことになり、いままでの答弁を全部否定されるということではない限りは、これはもう当然、全体の大概念の中に含まれる一つの部分概念ですから、その点で次官に、先ほど政治答弁としておっしゃったことの意味合いを確認しているわけです。

○森(美)政府委員 その点に關しましては適正な時価、これを目標にやっておるわけでごさいます。

○荒木委員 それは一番最初に局長から伺ったのです。私は、その適正な時価ということを目標にやってきた結果がいまこうなっている、これをどう打開するかという、先に向ける、しかも抽象的な適正な時価ではなくて、具体的に自治省のやっているこの事態との統一をどうするかという政策目標を聞いていますのです。ですから、答弁を一般化したらあるいははかへそらしたりしないで、その問題について答えてください。

○森(美)政府委員 検討いたします。

○荒木委員 それも含めて検討ということを伺いましたから、あと時間の関係がありますので、若干の事例についてまとめて申し上げて、できれば一括答弁でも結構ですし、時間の進行の点を配慮したいと思ひます。

そういたしますと、大体いままでは宅地について伺ってきたわけですが、農地については

市街化農地のうちA、Bは自治省の方ではたとえば二分の一、それからC農地については凍結、こういう措置をとっておるように聞いておりますが、その点イエスかノーかだけ自治省の方からちょっと一言言ってください。

○川俣説明員 そのとおりでございます。

○荒木委員 そういたしますと、事の筋道として、評価の問題についてこのたび特別措置でいろいろ出るといふことは聞いておりますから、その議論はそのときに譲りましょう。

いまずつと議論をしてみました評価問題としてこの農地の地方税法でやられておるいろいろな措置がありますが、その点も含めて検討されませんか。——いや、政務次官に伺ったのです。さっきからの答弁の続きですから。

○上村委員 一括すると言ったから、まとめて言ってください。

○荒木委員 わかりました。

では、それから生産緑地の法案が昨年の八月成立をいたしました。その生産緑地の指定を受けた農地にその法案の趣旨に沿う評価の措置がなされておるかどうか。あるいは御案内のように、そこで何年か物をつくってはいかぬとか、勝手に売ってはいかぬとか、あの法律によつてくられてしまふわけですね。そういうことによつて新しく権利制限を受ける。そういうものについての国税の立場からの評価が、その制度が変わったことによつて評価の扱いを変えていくかどうか。そしてもし変えていらないとすれば、先ほど言ったように、ほかの制度と統一を図る意味で検討されるかどうか。

それからもう一点ですが、純農地については、自治省の方では限界収益補正率を採用して評価をきめています。そのことも含めて、先ほど次官答弁の中で検討するとおっしゃった内容をひとつ確認したい。

つまり、市街地農地のA、B、Cの措置、そのこと自体の当否はまたありますけれども、これはおきます。それから生産緑地の指定があった農地

についての国税の対応、それから純農地に限界収益補正率を採用しておるかどうか、この点をこのたびの租税法と離れて、評価の問題としてひとつ次官から、先ほどの検討という中に含まれるかどうかという点を明らかにしておいていただきた

○中橋政府委員 先に事務的に申しますと、生産緑地につきましては権利制限があれば、当然これは相続税の評価につきましてもおのずとそういうものが評価に反映するわけでございます。

それから、純農地につきましても、限界収益補正率というものはすでに相続税についても採用いたしております。その率について幾らがいいかということは、これは相続税が常に見直しておるわけ

でございます。

A、B、C農地につきましても固定資産税の評価につきましても、これはかなり固定資産税の方で政策的な配慮を、評価額よりはむしろ固定資産税の額としてやっておられるようでございます。

先ほどの御指摘の中には、評価額としてではなくに固定資産税額として政策的な配慮をしておられるものもいろいろございます。しかしながら、いづれにしても、そういう政策的な配慮というものはたして適正な評価というときに入り得るかどうかということも含めて、政務次官から先ほどおっしゃったはずでございます。

○荒木委員 生産緑地の方はそれと対応しているはずだ、こう言われましたが、あれを受けて国税庁の方は、長官通達何か出していますか。

○横井政府委員 土地の評価については先ほど申し上げました途中で、いわゆる仲値の七〇％で土地の課税をしておると申し上げましたが、純農地につきましても限界補正率五五％を現在適用しております。したがって七〇％掛ける五五％、三八・五％の課税でございます。それ以外の農地、いま主税局長が申しました制約を受けるというところにつきましても、最高の場合でも八〇％の課税をしております。したがって七〇％掛ける八〇％、五六％課税でございます。生産緑地に

つきましてはまた最終の詰めはいたしておりますが、五六％以下というふうなことで今後検討いたしたい、かように考えております。

○荒木委員 そうすると、主税局長はそれに対する対応はしているはずだ、こう言いましたけれども、国税庁では長官通達としてはまだやっていないのですか。

○横井政府委員 まだ最終的にやっておりますけれども、いま申し上げましたようなことで、制約を受けます農地については既往の通達で、ある程度の手当てをしておる。それに対して、生産緑地についてさらに上乗せをするかどうか、こういう点を検討しておるわけでありませう。

○荒木委員 そうすると、ある程度の対応というのは、現にいまやっております対応と、それから緑地法の成立に伴つて長官通達は出すわけですね。その出す内容の方向を、もう一度簡潔にちょっと言ってください。

○横井政府委員 長官通達はまだ出しておりません。しかしながらいま申しましたように、仲値の七〇％に加えて、さらにその八割にするというものが農地の扱いでございます。それに加えて、いまのところまだ売買実例等もございませぬけれども、実例の受ける制約状況等を勘案いたしまして、最終的に決定の上、長官から指示いたしたい、かように考えております。

○荒木委員 しかし、もう法案が成立して半年余りになるでしょう、八月にできた。いつごろ出すのでございませうか。その時期だけひとつ最後にはつきりしておいてください。

○横井政府委員 お話しのとおりでございますけれども、まだ指定がなく動いておらない、こういう状況のようでございますので、今後検討いたしたい、かように考えております。

○荒木委員 いろいろお尋ねしてきたのですけれども、第一点のところは、委員長のお許しがありましたが、第二点は、政務次官からいろいろ検討するという答弁がありました。内容の確認もさせていただきます。

ら、この点はひとつ今後十分検討内容を私たちも拝見して、国民の不信を解消する方向で御努力をいただきたい、こう思います。

時間が大変長くなりましたが、これで質問を終わります。

○上村委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを次のように改める。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分の十の税率により課する。

(免税点)

第五条 入場料金が一人一回の入場について、次の各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額以下であるときは、入場税を課さない。

一 映画を催す場所(次号に掲げる場所を除く) 千五百円

二 主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所 三千円

三 第一条第二号及び第三号に掲げる場所 三十円

(税額算定の特例)

第六条 経営者等が興行場等への入場者から領収した一人一回の入場についての金額が、前条各号に掲げる興行場等の区分に応じ当該各号に掲げる金額(以下この条において「免税点の金額」という。)を超え、当該金額とこれに対し第四条に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から免税点の金額を控除した額に相当する入場税を課する。

する。

第八条第六項中「終了後十日以内」を「終了した日の属する月の翌月末日まで」に改め、同条第七項中「期間」を「期限」に改める。

第十条第一項第一号中「税率区分ごとの」を削り、同項第二号中「及び当該入場税額の合計額」を削り、同項第四号及び第五号中「の合計額」を削る。

第十三条第一項中「入場税額の合計額」を「入場税額」に改める。

第二十一条の見出しを「課税入場料金を定めようとする場合等の申告」に改め、同条第一項を次のように改める。

経営者(経営者になろうとする者を含む。)がその経営する興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき第五条の規定の適用を受ける入場料金以外の入場料金(以下この項において「課税入場料金」という。)を定めようとするとき、又は催物を主催しようとする者がその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき課税入場料金を定めようとするときは、当該興行場等ごとに、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。経営者が当該興行場等の経営を廃止したときその他当該課税入場料金の定めを廃止したとき若しくは当該興行場等の経営を休止したとき、又は主催者が当該催物を終え、若しくは休止したときも、また同様とする。

第二十一条第二項中「経営者等は、前項の規定により」を「前項の規定による申告をした経営者等は、その」に改める。

第二十七条第二号中「期間」を「期限」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に入場するために使用される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金(改正後の入場税法(以下「新法」という。)第五条の規定を適用した場合に同条の規定に該当することとなるものに限る。)に対して改正前の入場税法(以下「旧法」という。)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該払いもどしを新法第十三条第一項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4 新法第八条第六項及び第七項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者について適用し、施行日前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、施行日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における施行日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

6 施行日においてその経営する興行場等(新法第二条第一項に規定する興行場等という。以下同じ。)又はその催物を行う興行場等に係る入場料金の全部又は一部につき新法第二十一条第一項に規定する課税入場料金を定めている経営者又は主催者が施行日に行つた旧法第二十一条第一項の規定による申告は、新法第二十一条第一項の規定による申告とみなす。

7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るため映画、演劇等の免税点の引上げを行うとともに、税率を一本化するほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第三条の見出し中「因り」を「より」に改め、同条第一項中「因り」を「より」に、「第十五条の二」を「第十六条」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十二条第一項第五号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「こえ」を「超え」に改め、同項第六号中「八十万円」を「二百万円」に、「こえ」を「超え」に改める。

第十五条第一項中「因り」を「より」に、「六百万円」を「二千万円」に、「百二十万円」を「四百万円」に改める。

第十五条の二を削る。

第十六条を次のように改める。

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した金額)に

つきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に

二百円以下の金額	百分の十
二百円を超え五百万円以下の金額	百分の十五
五百万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千五百万円以下の金額	百分の二十五
千五百万円を超え二千三百万円以下の金額	百分の三十
二千三百万円を超え三千三百万円以下の金額	百分の三十五
三千三百万円を超え四千八百万円以下の金額	百分の四十
四千八百万円を超え七千万円以下の金額	百分の四十五
七千万円を超え一億四千万円以下の金額	百分の五十
一億四千万円を超え一億八千万円以下の金額	百分の五十五
一億八千万円を超え二億五千万円以下の金額	百分の六十
二億五千万円を超え五億円以下の金額	百分の六十五
五億円を超える金額	百分の七十

掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

百分の十
百分の十五
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十
百分の七十五

第十八条中「因り」を「より」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十九条中「因り」を「より」に、「及び第二十一条の三」を「第二十一条の三及び第二十一条の四」に改める。

第十九条の二第二項を削り、同条第二項中「被相続人との婚姻期間が十年以上である」を「被相続人の」に改め、「(当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額)」を削り、同項第二号イを次のように改め、同項を同条第一項とする。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額の三分の一に相当する金額(当該金額が四千万円に満たない場合には、四千万円)

第十九条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「申告期限までに」を「申告期限から三年以内(当該期間が経過するまでの間に当該財産が)に改め、(場合において)の下

第二十一条の六を削る。

第二十一条の五第一項中「因り」を「より」に、「五百六十万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という。))」を削り、同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の四中「四十万円」を「六十万円」に改め、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(特別障害者に対する贈与税の非課税)

第二十一条の四 第十九条の四第二項に規定する特別障害者(以下この条において「特別障害者」という。が、信託会社その他の政令で定めるもの(以下この条において「受託者」という。の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの(以下この条において「受託者の営業所等」という。))において当該特別障害者を受託者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて当該信託契約に係る財産の信託がされることによりその信託の利益を受ける権利(以下この条において「信託受益権」という。))を有することとなる場合において、政令で定めるところにより、その信託の際、当該信託受益権につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した申告書(以下この条において「障害者非課税信託申告書」という。))を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該信託受益権でその価額のうち三千万円までの金額(既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出している場合には、当該他の信託受益権でその価額のうちこの項の規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

た残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2 前項に規定する特別障害者扶養信託契約とは、個人が受託者と締結した金銭、有価証券その他の財産で政令で定めるものの信託に関する契約で、当該個人以外の一人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもののうち、当該契約に基づく信託が当該特別障害者の死亡後六月を経過する日に終了することとされていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

3 障害者非課税信託申告書には、受託者の営業所等のうちいずれか一のものに限り記載することができるとし、一の障害者非課税信託申告書を提出した場合には、当該申告書に記載された受託者の営業所等において新たに特別障害者扶養信託契約に基づき信託される財産に係る信託受益権につき第一項の規定の適用を受けようとする場合その他の場合で政令で定める場合を除き、他の障害者非課税信託申告書は、提出することができないものとする。

4 前二項に定めるもののほか、障害者非課税信託申告書の提出及び当該申告書に記載した事項を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の七を次のように改める。

(贈与税の税率)
第二十一条の七 贈与税の額は、前二条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

五十万円以下の金額	百分の十
五十万円を超え七十万円以下の金額	百分の十五
七十万円を超え百万円以下の金額	百分の二十
百万円を超え百四十万円以下の金額	百分の二十五
百四十万円を超え二百万円以下の金額	百分の三十
二百万円を超え二百八十万円以下の金額	百分の三十五

二百八十万円を超え四百万円以下の金額
四百万円を超え五百五十万円以下の金額
五百五十万円を超え八百五十万円以下の金額
八百五十万円を超え千三百万円以下の金額
千三百万円を超え二千五百万円以下の金額
二千五百万円を超え三千五百万円以下の金額
三千五百万円を超え七千万円以下の金額
七千万円を超える金額

百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十
百分の七十五

第二十一条の八中「因り」を「より」に、「前二条」を「前条」に、「算出した」を「計算した」に、「但し」を「ただし」に、「これらの」を「同条の」に、「こゝを」を「超える」に改める。
第三章中第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(土地評価審議会)

第二十六条の三 国税局ごとに、土地評価審議会を置く。

2 土地評価審議会は、土地の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについて調査審議する。

8 土地評価審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地の評価について学識経験を有する者のうちから、国税局長が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、土地評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項中「因り」を「より」に、「及び遺産に係る配偶者控除額の合計額をこえる」を「をこえる」に改め、「第十九条の二第一項」を削り、同条第三項中「因り」を「より」に改め、「第十五条の二第一項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書については、同項の婚姻期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を含む。」を削る。

第二十八条第一項及び第二項第一号中「因り」を「より」に、「第二十一条の四及び第二十一条

の六から第二十一条の八まで」を「第二十一条の五、第二十一条の七及び第二十一条の八」に改める。

第三十一条第一項中「国税通則法第十九条第三項に規定する」及び「(以下「修正申告書」という。))」を削る。

第三十二条第六号中「第十九条の二第四項ただし書」を「第十九条の二第二項ただし書」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改める。

第三十八条第一項中「こゝを」を「超える」に、「五年」を「五年以内」に、「因り」を「より」に改め、「基礎となつたものの価額の合計額の下に(以下「課税相続財産の価額」という。))」を、「財産の価額の合計額の下に(以下「不動産等の価額」という。))」を加え、「十年以内」を「不動産等の価額に占める割合が十分の五以上である場合においては、五十万円」を「課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、七十五万円」に改め、同条第二項中「当該金額が五万円を下る場合においては、最終の年割額を除き、五万円」を「課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合が十分の五以上である場合には、延納税額を不動産等の価額に占める割合として政令で定める部分の税額(以下「不動産等に係る延納相続税額」という。))とその他の部分の税額(以下「動産等に係る延納相続税額」という。))とに区分し、これら

の税額をそれぞれの延納期間に相当する年数で除して計算した金額」に改める。

第五十二条第一項第一号中「(当該延納の許可を受けた相続税額が第三十八条第一項の規定に基づき五年をこえる延納の許可を受けることができるものである場合には、年六パーセント、以下この項において同じ。))の割合」を「(次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに掲げる割合。以下「利子税の割合」という。))」に、「年六・六パーセントの割合」を「利子税の割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額が占める割合(以下この号において「不動産等の割合」という。))が十分の五以上である場合における延納相続税額 不動産等に係る延納相続税額については年五・四パーセント、動産等に係る延納相続税額については年六・六パーセントの割合

ロ 不動産等の割合が十分の五未満であり、かつ、課税相続財産の価額のうちに立木の価額が占める割合が政令で定める割合を超える場合における延納相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定める部分の税額 年五・四パーセントの割合

第五十二条第一項第二号中「年六・六パーセントの割合」を「利子税の割合」に改め、同条に次の一項を加える。

4 延納相続税額のうち、不動産等に係る延納相続税額又は第一項第一号ロに掲げる税額とその他の部分の税額とがある場合において、納付された金額が延納年割額を超え、又はこれに不足するときにおけるその納付された金額の充當の順序その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十二条の二を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。))の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和五十年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。))又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。))により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の昭和四十九年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六号)による改正前の相続税法(以下次項までにおいて「旧法」と総称する。))第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新法第十九条の三第一項の規定を適用するとならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合は、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新法第十九条の三第一項の規定を適用するとならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

4 前項の規定は、新法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又はその同条第三項において準用する新法第十

九条の第三項に規定する扶養義務者の昭和四十九年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧法第十九条の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項の規定の適用を受けたことがある者である場合について準用する。この場合において、前項中「第十九条の第三項又は第二項の規定による」とあるのは「第十九条の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項の規定による」と、「第十九条の第三項の規定による」とあるのは「第十九条の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項の規定による」と、第十九条の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項の規定によるものとす。

5 新法第二十一条の四の規定は、昭和五十年四月一日（以下「施行日」という。）以後にされる同条第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づく同項の信託について適用する。
6 新法第三十八条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に延納を許可する相続税について適用し、施行日前に延納を許可した相続税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

7 税務署長は、施行日前に延納を許可した相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第三十八条第一項に規定する不動産等の価額が占める割合が十分の五以上であるもののうち、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、施行日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、施行日以後最初に到来する当該納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の二分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日以後の延納年割額を同条第二項の規定に準じて変更することができる。
8 新法第五十二条の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。
9 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「同法第三十八条第一項及び」を「同法第三十八条」に改め、「十五年以内の延納を許可し、及び」を削り、同条第二項中「同項中「年六・六パーセント」とあり、又は「年六パーセント」を「同項第一号イ中「年五・四パーセント」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 相続税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち森林計画立木部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。
（大蔵省設置法の一部改正）
10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中

地方酒類審議会	国税局長又は沖繩国税事務所長の諮問に依りて、酒類の生産及び供給に関する重要な事項並びに酒類の級別について調査審議すること。
土地評価審議会	国税局長又は沖繩国税事務所長の諮問に依りて、相続税及び贈与税に係る土地の価格に関する事項について調査審議すること。

を
に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における相続税及び贈与税の負担の状況にかえりみ基礎控除額の引上げ、税率の調整等によりその負担の軽減を図るとともに、配偶者に対する相続税負担の軽減措置を拡充するほか、特別障害者に対する贈与税の非課税措置を創設し、相続税の延納制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年二月二十七日印刷

昭和五十年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局